稲敷市公共施設等総合管理計画

平成 28年 5月 策 定 令和 4年 3月 改 訂



目 次

		目	火		(一部改定箇所)
第1	章 はじめに			. 1	
1	背景と目的				
2	計画の位置づけ				
3	対象範囲				
4	計画期間				(一部加筆)
1	H [E]/yill-1			. 0	
笙 2	章 本市の現状と課題認識			4	
1	人口の推移				
1	(1) 総人口の推移				
	(2) 年齢別人口の将来見通し				
2	財政の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
4	(1) 歳入・歳出の状況				
	(2) 投資的経費の推移				
3					
3	公共施設等の総量把握				
	(1) 公共施設等の総量一覧				
	(2) 公共建築物の総量把握				
	(3) インフラ施設の総量把握				(
	(4) 有形固定資産減価償却率の推移				(頁追加)
4	公共施設等の更新費の将来見通し				
	(1) 将来の更新費用の推計方法				
	(2) 公共建築物の更新費の見通し				
	(3) インフラ施設の更新費の見通し				
5	公共施設等の将来経費と課題認識				
	(1) 公共施設等の更新費の全体の見通し				
	(2) 公共施設等の現状と課題認識			24	(一部加筆)
		·m		0.5	(lim I state)
	章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理				(一部加筆)
1					
	(1) 現状の課題と解決にむけた方向性				
	(2) 総合計画・適正配置等との整合性				
2	目標設定				
	(1) 数値目標の設定				
	(2) 更新シナリオ・シミュレーション				
3	取組方法				
	(1) 保全に関する取組方法				
	(2) 再編に関する取組方法			36	
	(3) 利活用に関する取組方法			38	
4	類型別の取組方針			40	
	(1) 公共建築物の保全・再編の取組方針	-		41	
	(2) インフラ施設の維持管理の取組方針	-		48	
第4	章 計画の実践に向けて				
1	庁内横断的に連携した再編の取組実践			53	
2	公共施設等の情報一元管理と管理への活	謂		53	
3	個別施設計画の実践と類型別の取組充実			53	

第1章 はじめに

1 背景と目的

本市の公共施設は、平成17年に市町村合併した後も、合併前に整備された多くの施設をそのまま維持管理、運営している状態が続いています。今後、これら施設の老朽化に伴い、本市の公共施設を現状のまま適切に維持管理・大規模改修・更新していくためには、多額の費用を要することが予想されます。

その一方で、市を取り巻く状況は、人口減少や少子高齢化がますます進み、施設の利用需要も変化していくことが考えられ、今後公共サービスのあり方を見直すことが必要になってきます。

また、財政的には、人口減少による税収減や、地方交付税の合併算定替の適用期間終了に伴う大幅な削減等厳しい見通しとなっています。

こうした状況に対処するためには、将来の人口推計や中長期的な財政状況などを踏まえ、インフラを含めた市の公共施設全体の総量を把握した上で、課題の解決に向けた取組を進めることが重要となります。

これらを踏まえ、市の所管する公共建築物とインフラ施設すべてを対象に、持続可能で適正な施設規模を目指すとともに、予防保全による財政負担の平準化等に資する必要があります。このため、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の考え方と基本方針を方向づける「稲敷市公共施設等総合管理計画」を策定します。

【計画の目的】

① 持続可能で適正な施設規模

今後人口減少による公共施設等の利用需要を踏まえ、持続可能で適正な施設規模となるよう 公共施設等の統廃合に取り組みます。

② 事後の対処から予防保全型の管理への転換

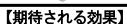
予防保全型の管理により、安全・安心な公共施設の状態を保持し、劣化進行による市民への 影響を抑制します。

③ 財政の見通しと世代間の経費負担の平準化

投資的経費の推移を把握し、充当可能な財源の中で、公共施設等の更新が増加して集中する時期を見通し、世代間で公平な経費の負担を平準化します。

④ 公共施設等の更新と長寿命化の計画的な推進

公共施設等の総量を把握したうえで、将来の更新費用を算定して、施設の長寿命化や集約・複合化等の対策を計画的に行う方針を策定します。



① 老朽化対策の視点

総合的かつ計画的な管理を行うことにより、施設の長寿命化とともに、投資的経費に関する財政負担を平準化し、持続的な管理を図ることができます。

② 安全確保の視点

予防保全型の管理へ移行することにより、定期的な点検と適切な改修・更新等を通じて、突発的なサービス中断を抑止し、性能低下に伴う市民への影響が予防・抑制されます。

③ 市民サービスの視点

公共施設等の集約・複合化・転用等の再編・利活用を行うことにより、市民ニーズに対応したサービス向上と効率的な維持保全によるコスト削減を図ることができます。

2 計画の位置づけ

平成25年11月29日の「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において、「インフラ長寿命化基本計画」が政府決定されました。また、平成26年4月22日には、総務省から「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が示され、先のインフラ長寿命化の行動計画と一体のものとして、「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請がありました。本計画は、本市における公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針を方向づけるため、「稲敷市公共施設等総合管理計画」の策定を行うものです。(図1-1)稲敷市の最上位計画である総合計画をはじめ、各所管課の関連計画との整合を図り、庁内横断的な行動計画と位置付けます。

「インフラ長寿命化基本計画」

「インフラ長寿命化の中長期的な取組の方向性(横断的行動計画)」

各インフラ施設を管理・所管する者がその維持管理・更新等を着実に推進するために中期的な取組の方向性を明らかにする計画を策定すること。

【平成26年4月22日 総務省指針より】

「個別施設ごとの具体的な取組方針(各所管課の個別施設計画)」

各インフラの管理者は、全庁・横断的な行動計画に基づき 個別施設毎の具体の対応方針を定める計画を策定すること。

【インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議(平成25年11月29日 政府決定)】

「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」

稲敷市公共施設等総合管理計画

図 1-1 上位計画と総務省の指針,本計画の位置づけ

「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」とは、過去に建設された大量の公共施設等において、更新時期の集中に備え、施設の再編・利活用と財政負担の平準化を図るため、地方公共団体に、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進を要請するものです。(図 1-2)

平成17年3町1村合併 稲敷市誕生



少子・高齢化の急速な進行,税収減,地方交付税削減 といった『厳しい財政状況下での持続的な自治体運営』

「稲敷市公共施設等総合管理計画」(本計画) H28.3

「インフラ長寿命化基本計画(行動計画)」と一体のものとして策定 公共施設等の状況(数,延べ床面積等)や財政状況,人口動態など,公共施 設の現況及び将来の見通しのほか,施設の統合・更新・長寿命化等に関する 基本的な考え方や総量等に関する数値目標など,公共施設等の総合的かつ計 画的な管理に関する基本的な方針を定める。



各所管課の取組と整合

「個別施設計画」(各所管課の取り組み、点検・修繕等)

道路橋梁公園上水道下水道学校厅舎市営住宅…

【公共建築物】

- ・「学校及び幼稚園適正配置の基本的な考え 方について」(H20.8)
- ・「学校跡地等利活用計画」(H27.3)
- ・「公共施設再編方針」(H27.3) 等

【インフラ施設】

- •「水道ビジョン」(H22.3)
- ・「橋梁長寿命化修繕計画」(H24.3)
- ・「道路ストック総点検に伴う修繕計画」 (H27.3) 等

公共施設等の保全・再編・利活用の計画策定と取組実践

図 1-2 稲敷市の合併経緯と公共施設等総合管理計画

3 対象節囲

本計画は、本市が所有する公共建築物及びインフラ施設の総合的かつ計画的な管理の基本方針を策定するものです。具体的に、対象となる公共施設等は、次のとおりです。

【対象とする公共施設等】

(1) 市が所有・管理する公共建築物

(例えば、学校、庁舎、子育て支援施設、保健福祉施設、市営住宅、スポーツ施設等)

道路 橋梁 上水道施設(上水処理施設,管路) 下水道施設(下水処理施設,下水道管渠) 公園施設 農業集落排水施設

※ただし、国土交通省インフラ長寿命化の行動計画(平成26年5月)を参考に、次の施設を除く。

- 1) 自然災害や事故等の短期の外的要因に左右される施設(経年劣化によらない施設, 例えば法面斜面・急傾斜地崩壊防止施設)
- 2) 予防保全の効果が見込めない精密機械・消耗部材(例えば機側操作盤, 無線通信機器)
- 3) 財政にほとんど影響しない小規模の施設等、本計画の趣旨に合わない施設を除く

4 計画期間

総務省の指針では、将来人口の見通しとして30年先を見据え、公共施設等総合管理計画を策定するものとされています。本市の公共建築物は昭和50年代から平成10年度までに建築されたものが多く、上水道等のインフラ施設は整備年度も昭和50年代から平成10年度までに集中しています。

一般に、公共建築物の耐用年数は60年程で、インフラ施設の法定耐用年数は40~60年とされており、これらを考慮すると、当市における公共施設等の大規模改修費と更新費は令和21年度以降に集中し続ける見込みとなります。

総務省の指針と整合した長期的な視野を持ちながら、投資的経費の財政負担が大きくなる令和 21 年度以降の 大規模な更新時期に備えるため、本計画の期間は平成28 年度から令和27 年度までの30 年間とします。

この計画期間を、3つの推進期間に分割し、10年ごとのローリングを通じて全庁的に計画内容を見直し、継続的にインフラ長寿命化の取組を推進します。(図 1-4)

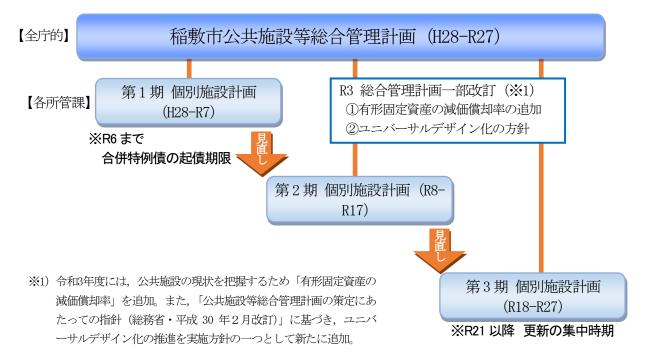


図1-4 本計画の期間と各所管課による個別施設計画の見直しイメージ

第2章 本市の現状と課題認識

1 人口の推移

(1) 総人口の推移

本市の人口は、国勢調査によると、平成12年は51,284人、平成17年に49,689人、平成22年は46,895人であり、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成27年は43,967人となっております。同研究所の推計によると、今後も総人口は減少傾向が続く見込みで、平成52年には、29,298人と予測され、平成27年現在と比較すると33.4%減少する見通しです。なお、平成27年国勢調査の速報値は、42,769人であり、平成22年時点の予測値より人口減少が加速しております。(図2-1)

●人口データ

- ・実数(国勢調査より)
 - 平成12年, 平成17年, 平成22年
- ・将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所の推計値より) 平成27年,平成32年,平成37年,平成42年,平成47年,平成52年

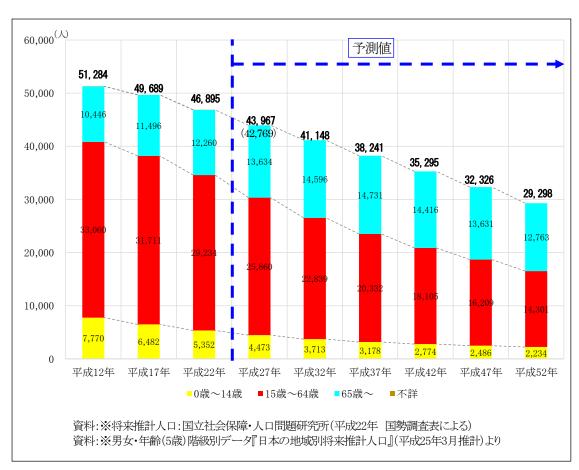


図2-1 人口の推移と予想

(2) 年齢別人口の将来見通し

「国立社会保障・人口問題研究所」の市区町村別の推計値(平成25年3月)によると、本市の人口は、10年後の平成37年には、推計で38,241人に減少しますが、年齢別人口を見てみると、平成27年と比較して高齢者人口が31.0%から38.5%まで7.5%増加し、生産年齢人口については58.8%から53.2%まで5.7%減少する見込みです。また、少子化も進行し、15歳未満の人口は10.2%から8.3%まで1.9%減少する見込みです。

 $(\boxtimes 2-2-1, \boxtimes 2-2-2)$

※割合(%)については、小数点第1位を四捨五入しており、図2-2-1、2-2-2の値と異なる

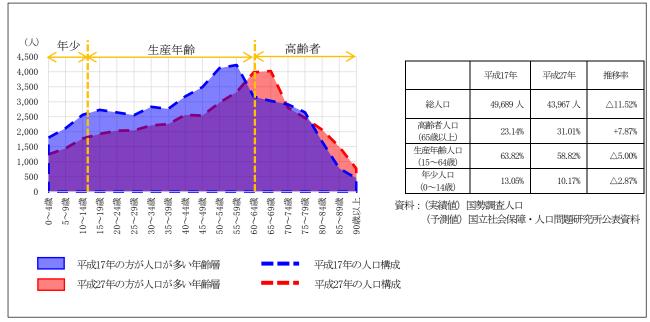


図 2-2-1 平成 22 年から 27 年にかけての年齢別の人口及び世帯の推移

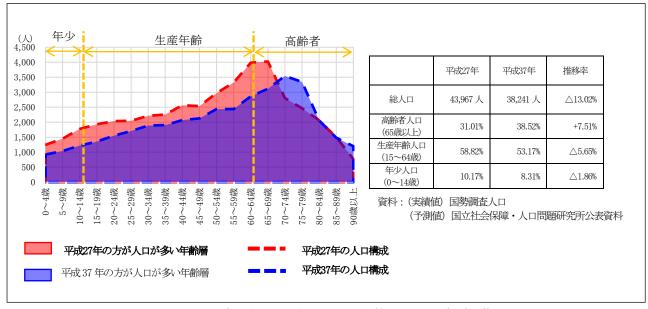


図 2-2-2 平成 27 年から 37 年にかけての年齢別の人口及び世帯の推移

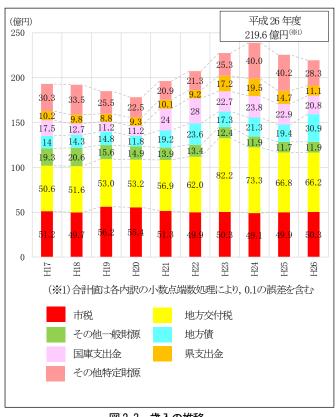
2 財政の状況

(1) 歳入・歳出の状況

歳入は、その根幹をなす市税が、平成20年度に一時減少し横ばいの状況です。合併後の平成20年度から平成24年度まで歳入が増加しましたが、近年減少しています。平成26年度における歳入は219.6億円で、そのうち、市税は50.3億円となっています。(図2-3)

一方,歳出は、平成20年度以後増加基調が続いています。平成26年度における歳出は206.1億円で、このうち、投資的経費と扶助費は、年々増加する傾向にあります。また、投資的経費は、43.3億円となっています。(図2-4)

本市の歳入の大きな要因の一つである地方交付税のうち普通交付税は、平成26年度まで合併算定替えにより 約60億円交付されていましたが、平成27年度から平成32年度にかけて一本算定へ移行し、平成32年度の普通交 付税は、平成26年度実績に比べて約10億円減少する見込みです。(図2-4-2)また、合併市町村が活用できる 有利な地方債である合併特例債は、平成36年度に起債期限を迎えます。このように、今後財政状況が厳しくな ることが見込まれるため、可能な限りの歳出抑制が求められます。



(億円) 平成26年度 206.1 億円(※1) 250 200 21.210.1150 43.5 43.3 34.4 35.8 30.9 25.4 26.9 31.6 22.9 16.2 29.9 31.2 28.0 100 30.1 35.2 28.9 29.4 29.7 29.3 29.230.7 28.32<mark>5.9</mark> 50 2<mark>3.9</mark> 21.122.4 2<mark>3.5</mark> 23.5 23.5 120 122 121 123 724 125 (※1)合計値は各内訳の小数点端数処理により、0.1の誤差を含む 人件費 物件費 維持補修費 扶助費 補助費等 投資的経費 公債費 繰出金 積立金,投資及び出資金,貸付金

図 2-3 歳入の推移

図2-4 歳出の推移

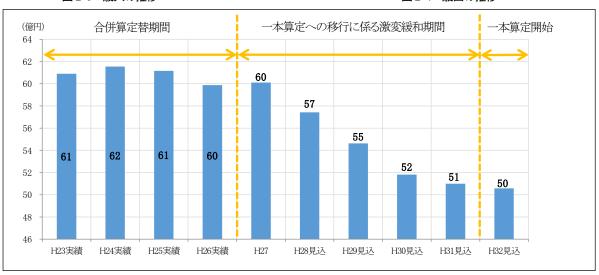


図 2-4-2 合併算定替から一本算定への移行による普通交付税の実績と見込み

(2) 投資的経費の推移

平成26年度における歳出の内訳は、多い順に、投資的経費(公共施設等の建設・用地取得の経費等)21.0%、 人件費 16.1%, 補助費等 14.5%, 扶助費 14.1%等となっています。このなかで、平成 26 年度における投資的 経費 43.3 億円の内訳は,公共施設 23.6 億円,道路及び橋梁 12.8 億円,用地取得 0.7 億円,その他 6.1 億円 となっています。(図2-5, 図2-6)

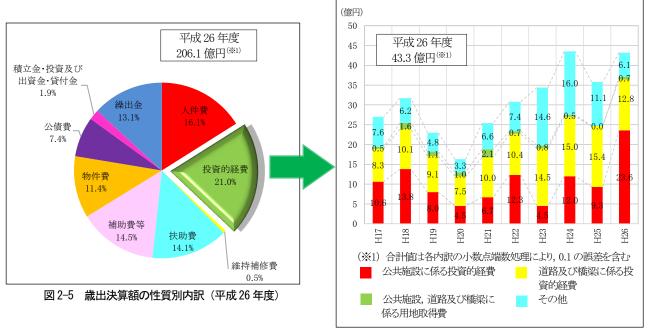


図 2-6 投資的経費の推移と内訳(一般会計)

将来の公共施設等の更新費用に充当可能な投資的経費の目安となる、本市所有の公共施設等の既存施設の更新 (「既存更新分」という。) に関する投資的経費の基本線は,分野ごとに臨時的な増加分を除外し,経常的な経費 を抽出するために平均値を統計した結果、平成19~26年度において約8.2億円となっています。(図2-7-1)

一方,更新費用の他に,新規施設の整備と用地取得(「新規整備分」「用地取得分」という。)も含めた投資的経 費の基本線は,分野ごとに臨時的な増加分を除外し経常的な経費を抽出するため平均値を算出した結果,平成 19 ~26 年度において約31.2 億円となっています。(図2-7-2)

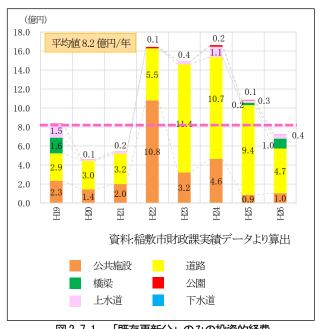


図 2-7-1 「既存更新分」のみの投資的経費

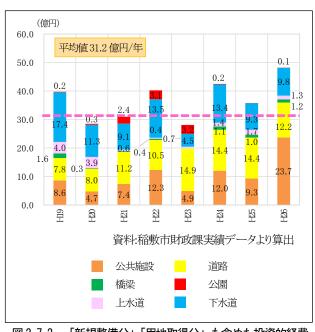


図 2-7-2 「新規整備分」「用地取得分」も含めた投資的経費

3 公共施設等の総量把握

(1) 公共施設等の総量一覧

本市が所有・管理する公共施設等の総量を一覧表に示します。

表 2-1 対象施設の総量一覧表

施設名	数量	単位	備考
公共建築物	214	施設	448 棟, この内71 棟, 整備年度データ欠損 延床面積: 191,817m ²
道路	2, 044. 5	km	総路線 6, 237 路線 一級市道 路線:53 路線 実延長:118.8km 二級市道 路線:28 路線 実延長:65.6km その他の道路 路線:6156 路線 実延長:1,860.0km
橋梁	橋梁 445		33, 285 m ²
上水道	581. 8	km	浄水場 3, ポンプ場 4, 配水場 3 等 この内管路延長の整備年度データ欠損 80.3km
下水道	下水道 269.9 km 農業集落排水 146.0 km		下水処理施設 2 この内管渠の整備年度データ欠損 0.2km
農業集落排水			汚水処理施設 8
公園 17		箇所	敷地面積: 694, 809 m² 公園: 13 施設 総合運動公園: 4 施設

資料:稲敷市の実績データより算出 ※1

(2) 公共建築物の総量把握

まず、公共建築物の総量を把握するため、種類の内訳、整備の経緯、耐震化の取組みを整理します。

① 公共建築物の種類内訳

本市の公共建築物の数は、平成26年度末現在で214施設となっており、棟別では448棟、延べ床面積の合計は191.817㎡となります。主な内訳は、学校教育系施設が52.0%、行政系施設が9.5%、市民文化系施設が8.7%、公営住宅が6.8%、スポーツ・レクリエーション系施設が5.7%、下水道施設5.2%となっています。(図2-8)

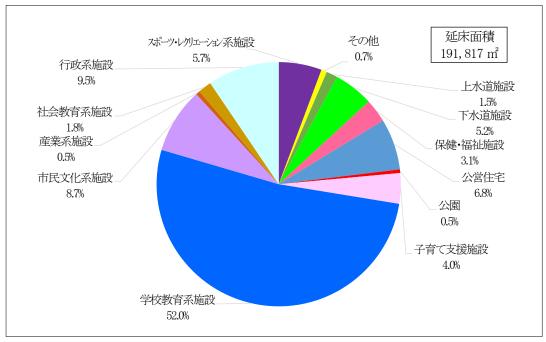


図 2-8 公共建築物の延床面積の内訳(総務省の大分類,平成 26 年度)

^{※1)} 本ページ以降に図示する公共施設等の整備年度の推移及び更新費のデータは、すべて市の実績値を用いています。

② 公共建築物の経緯と延床面積

公共建築物の建築年の経緯をみると、年間1万㎡を超える建築のピーク時期は、昭和54年度、昭和55年度、平成9年度に集中しています。それ以降の公共建築物の整備量は相対的に少なく、年間1万㎡を下回っています。

公共建築物の標準的な耐用年数の設定については、「建築物の耐久計画に関する考え方」(日本建築学会)によると、建て替え時期(耐用年数の目安)は60年と言われています。建物付属設備と配管の耐用年数は概ね15年周期であり、この2回目の周期となる建築後30年に大規模改修を行い、その後30年(建築後60年)で建て替えると仮定することが多く、これは、総務省の更新費用試算ソフト(以下、「試算ソフト※2」という。)の推計条件とされています。

このサイクルのもとで、更新の集中時期を考えると、昭和54年度に整備した公共建築物は、本計画の策定時点(平成27年度)を基準として、24年後(平成51年度)に建て替え時期を迎えます。また、昭和55年度に整備した公共建築物は25年後(平成52年度)に、平成9年度に整備した公共建築物は42年後(平成69年度)に建て替え時期を迎えると想定されます。(図2-9)

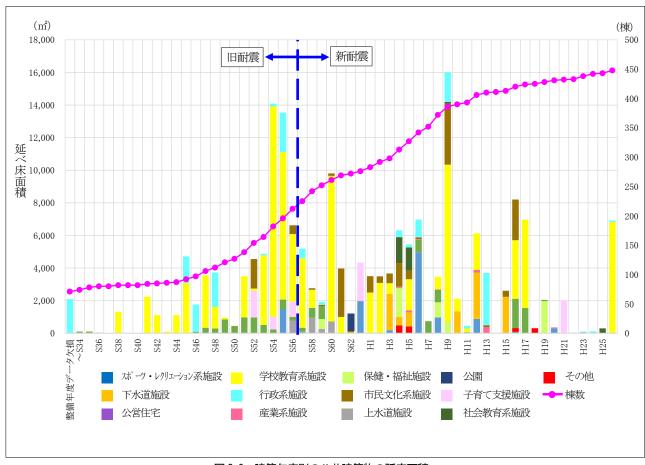


図 2-9 建築年度別の公共建築物の延床面積

本市の公共建築物の総量を類似市町村と相対比較するため、人口一人当たりの延床面積を算定すると、以下のようになります。

人口一人当たり延床面積 (m²/人) =公共建築物の延床面積÷人口 稲敷市人口一人当たり延べ床面積 4.48m²/人

※: 建築物の総量の多寡を判定するために考案された1次指標として、人口一人当たり延床面積があります。

「全国自治体公共施設延床面積データ分析結果報告」(東洋大学 PPP センター、平成 24 年公表)によれば、国内の人口が同規模である $4.25\sim4.5$ 万人規模の対象自治体 30 自治体のうち、回答のあった自治体は 20 自治体で、人口同規模の平均指標は 5.04 ㎡/人となります。この全国平均の水準 3.42 ㎡/人に照らして比較すると、本市の公共建築物の総量は 131% (= $4.48\div3.42$) に相当し、全国平均と近隣都市よりも多い水準となっています。(図 2-10)

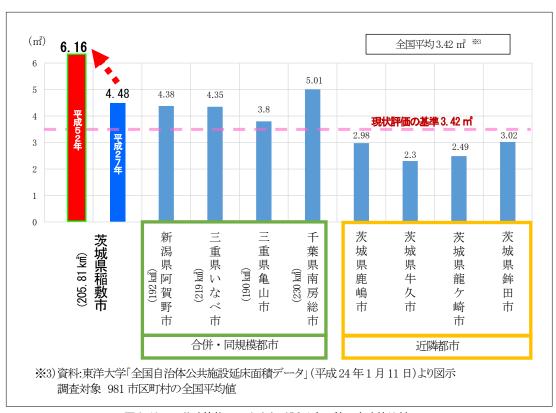


図 2-10 公共建築物の一人当たり延べ床面積の自治体比較

③ 公共建築物の耐震化の取組

市有の特定建築物に関する現状の耐震化率は、施設の廃止・更地化の予定を考慮すると、98.6%です。平成28年3月に、「稲敷市耐震改修促進計画」を改定し、平成32年度末までに市有特定建築物の耐震化率100%を目指します。

(3) インフラ施設の総量把握

本市が所管する主要なインフラ施設の現状は、都市基盤系施設において道路延長2,044.5km、橋梁445箇所、 上水道管路の延長581.8km、下水道管渠の延長269.9km、農業集落排水146.0km、公園17箇所です。これらのイン フラ施設は、整備された年度が集中していた場合、その経過年数が進行するにつれて、更新時期も集中するため、多大な投資的経費が必要となる見込みです。(図2-11)

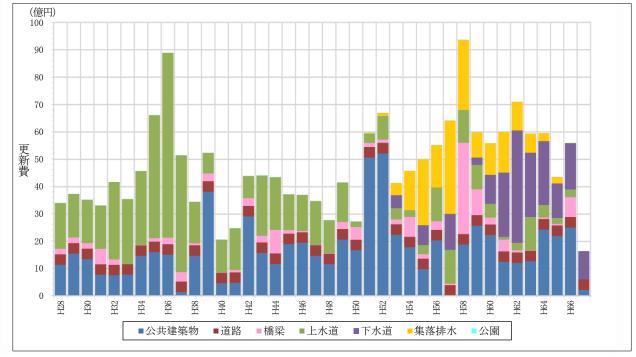


図 2-11 公共施設等の老朽化進行と投資的費用の増大イメージ

以下、インフラ施設の更新費算定にあたっては、総務省が推奨する試算ソフトの算定条件に準拠して、標準的な耐用年数を設定します。

① 道路施設の現状

道路の整備状況は、平成26年度末で一般道路の総延長は2,044.5kmです。既定計画では平成27年3月に、1 ~2級市道を対象とした「稲敷市道路ストック総点検に伴う修繕計画」を策定しています。これをふまえ、本市における道路ストックの状態を定期的に把握し、計画的に維持修繕を進めていきます。その他の道路についても計画的に修繕することが課題です。(図2-12)



図2-12 道路施設の総量

② 橋梁施設の状況

橋梁の標準的な耐用年数の設定においては、法定耐用年数の60年に更新(架け替え)するものと仮定すると、昭和61年度に整備した大規模な橋梁の更新が必要となる時期は平成58年度となります。(図2-13)

本市では、平成24年3月に、15m以上の橋梁を対象に「稲敷市橋梁長寿命化修繕計画」を策定しています。 今後、この既定計画により、予防保全のための修繕事業を推進して、橋梁の長寿命化を図ります。15m未満 の橋梁についても、平成28年度から3ヵ年で点検を行い、平成31年度に長寿命化計画を見直し、平成32年度 から修繕事業に取り組んでいく予定です。

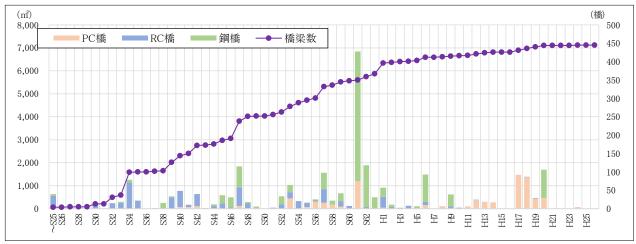


図 2-13 橋梁の構造別・年度別の整備量(面積・橋数)

③ 上水道施設の現状

上水道施設の整備は、昭和59年度に最大のピークがあり、その前後の昭和55年度から昭和60年度まで整備延長が増加しました。(図2-14)

上水道施設における管路の法定耐用年数40年で更新するものと仮定すると、今後、上水道施設の更新のピーク時期は、平成32年度から平成37年度となります。

本市では、水道施設の資産管理計画の策定はこれからの課題です。中長期的な視点からの上水道施設の更新と資金確保については、平成21年7月に厚生労働省が「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」(厚生労働省健康局水道課)を示しています。

さらに、平成26年4月に厚生労働省が「簡易支援ツールを使用した水道事業の広域化効果の算定マニュアル」(厚生労働省健康局水道課)を示しており、一つの地域で資産管理を推進するだけでは厳しい状況となった場合の解決策として、水道事業の広域化を推進し、その運営基盤の強化を図ることが示されています。今後、本市において、この手引きやマニュアルに準じて、点検や修繕対策、計画的な更新等の予防保全の取組を推進し、上水道施設の資産管理計画の策定や水道事業の運営基盤の強化策を検討していきます。

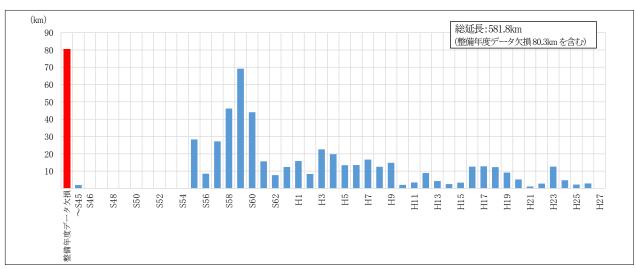


図2-14 上水道(管路)年度別整備延長

④ 下水道施設の現状

下水道施設の整備は、平成3年度から隔年で整備が進められ、その後、平成11年度から平成26年度まで毎年8km以上の整備が進められています。特に、平成12年度の整備延長が約33kmと著しく集中しています。下水道施設を法定耐用年数50年で更新するものと仮定すると、今後、下水道施設の更新時期は、34年後(平成61年度)から集中し始めます。(図2-15)

本市においては、平成25年9月に、国土交通省水管理・国土保全局下水道部が「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案)」を示しています。今後、下水道施設におけるストックマネジメント手法の普及促進と、効率的な修繕事業を推進していきます。

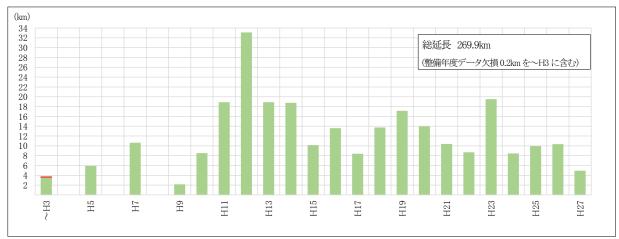


図2-15 下水道(管渠)年度別整備延長

⑤ 公園施設の現状

公園施設は、敷地面積が69.4万㎡を保有し、公共建築物の3倍以上の面積に該当します。このうち、半数を4つの総合運動公園が占めています。人口一人当たりの公園面積は、69.4万㎡÷42,769人=16.2㎡/人の状況にあります。これは、国の指標(「みどりの政策の現状と課題」、国土交通省)を見ると、全国の平均水準5.8㎡/人より多く、10万人未満(5万人未満等の内訳は不明)の同規模市町村の平均水準12.3㎡/人と比べても、31.7%多い状況です。(図2-16)

今後、植栽の管理費や安全に配慮した既存施設の修繕費が必要となるため、公園施設の総量を適正規模に スリム化する必要があります。計画的な管理に必要となる台帳のデータを更新して、公園施設の安全管理と 長寿命化対策を計画的に取り組むことが必要です。平成24年4月に「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」 (国土交通省都市局公園緑地・景観課)が示されています。

今後、この指針に沿って、長期的な視点をもって、維持管理、長寿命化、修繕、更新、統廃合等を検討し、 公園施設の長寿命化を図る必要があります。

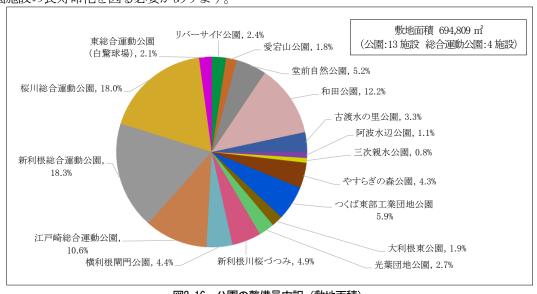


図2-16 公園の整備量内訳 (敷地面積)

⑥ 農業集落排水施設の現状

農業集落排水施設では、平成4年度から平成11年度まで毎年10km以上の整備を行っていますが、平成16年度以降は整備を行っておりません。(図2-17)

農業集落排水施設の標準的な耐用年数は、下水道施設に準じて50年で更新するものと仮定すると、今後、 農業集落排水施設の更新のピーク時期は、30年後(平成57年度)となります。

本市においては、農業集落排水施設の資産管理計画の策定が必要です。今後は、「ストックマネジメント 手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案)」(平成25年9月、国土交通省水管理・国土 保全局下水道部)に準拠して、農業集落排水施設におけるストックマネジメント手法の普及促進と、効率的 な修繕事業を推進していきます。

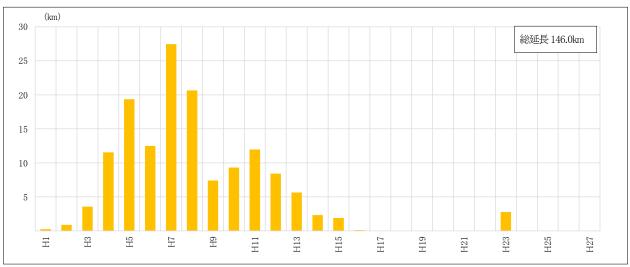


図2-17 農業集落排水年度別管路延長数

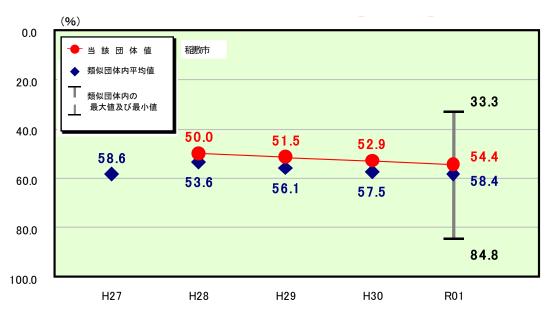


(4) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率※1 は、類似団体※2 平均とほぼ同等となっていますが、平成28年度からゆるやかな上昇傾向にあります。(図2-18)

これは新庁舎建設事業や学校建設事業等の新たな公共施設の取得により、有形固定資産減価償却費率の低い 資産もありますが、合併4町村に老朽化した類似施設が多いことが要因と考えられます。

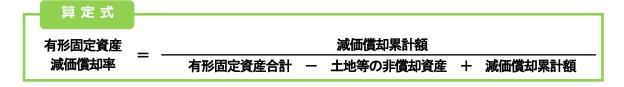
今後、施設の統廃合や建替えを含む施設の適正な機能の確保と、効率的な管理運営を行う必要があります。



出典:財政状況資料集(令和元年度)

図 2-18 有形固定資産減価償却率の推移

【有形固定資產減価償却率算定式】



※土地等の非償却資産:貸借対照表の事業用資産の土地,立木竹,建設仮勘定,インフラ資産の土地, 建設仮勘定及び物品の合計

- ※1) 有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産のうち償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度減価償却が進んでいるかを全体として把握することが可能となる指標を指す。
- ※2) 類似団体とは、総務省の「令和元年度類似団体別市町村財政指数表」で本市と同じ類型に属する団体を指す。本市は同表において I の類型に分類され、全国では35市が、県内では行方市と鉾田市がこれに該当する (I の類型の要件①人口:5万人未満②産業構造:第二次産業・第三次産業の就業者数が55%未満)。

【出典資料】

- · 財政状況資料集(令和元年度)
- 総務省 令和元年度財政状況資料集 https://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/jyoukyou_shiryou/r01/index.html
- 類似団体

総務省 令和元年度類似団体別市町村財政指数表 https://www.soumu.go.jp/iken/ruiji/ruijiR01.html

有形固定資産のうち、償却資産(建物や工作物等)の取得価額に対する減価償却累計額の割合を計算することで、耐用年数に対して減価償却がどこまで進んでいるか把握することが出来ます。

本市の公共施設別の有形固定資産減価償却率の状況は以下のとおりです。

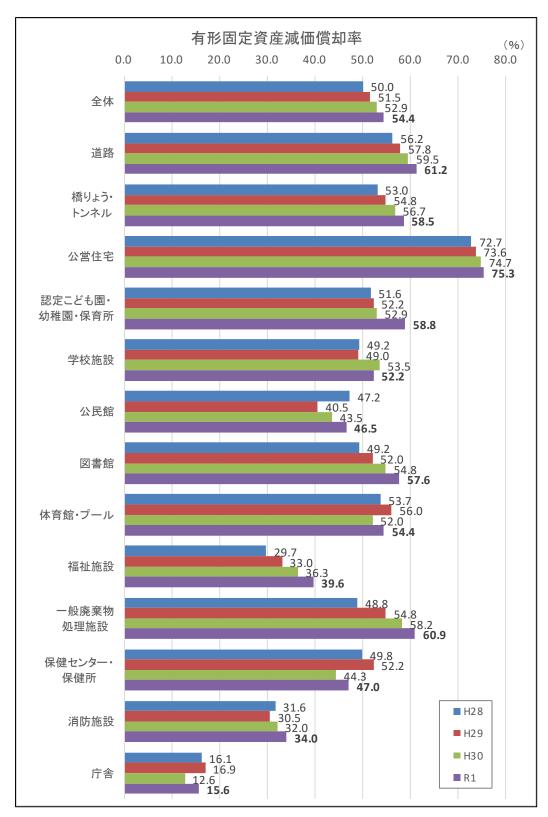


図 2-19 施設別分析有形固定資産減価償却率の推移

4 公共施設等の更新費の将来見通し

(1) 将来の更新費用の推計方法

公共建築物とインフラ施設を含めた将来の更新費用については、試算ソフトの標準的な単価と耐用年数に準拠して算出し、施設種別ごとに法定耐用年数を設定して更新費用を概算します。 (表2-1-1,表2-1-2)

※現在保有する公共建築物、上下水道等を同じ面積、延長等で更新すると仮定して試算します。

なお,物価変動率,落札率等は予想が困難であるので考慮しません。

表2-1-1 更新費用の概算方法

種別	既定の長寿命化計画の有無	概算方法
公共建築物	無し	総務省の算定基準で推計(下表参照)表2-2
道路	無し	市の実績値より推計
橋梁	一部有り(稲敷市橋梁長寿命化修繕計画 平成25年 1月)25橋実施済み	総務省の算定基準で推計(次ページ参照)表2-3
上水道	無し	総務省の算定基準で推計(次ページ参照)表2-4
下水道	無し	総務省の算定基準で推計(次ページ参照)表2-5
農業集落排水	無し	総務省の算定基準で推計(次ページ参照)表2-5
公園	無し	市の実績値より推計

表2-1-2 法定耐用年数の設定

施設	更新年度	数量		
公共建築物	60年で建て替え(30年で大規模改修)※1	延床面積(m²)		
道路	15年で舗装の打換は過大※2	百万円/年(5ヵ年平均値)		
橋梁 60年で架替え※3		面積(m²)		
上水道 40年で更新※3		延長 (m)		
下水道	50年で更新※3	延長 (m)		
農業集落排水 50年で更新※3		延長 (m)		
公園	遊具・照明等材質構造による小規模・多種※2	百万円/年(5ヵ年平均値)		

【推計条件】 ※1 「耐久計画の考え方」一般社団法人日本建築学会 ※2 5ヵ年平均の市実績値 ※3 法定耐用年数

〇公共建築物(表2-2)

- ・ 公共建築物の大分類ごとの単価に延床面積 を乗じることで、更新費用を算出する。
- ・ 更新の時期は、整備時から30年で 大規模改修をし、60年で建て替えとする。

表2-2 公共建築物の更新費用単価

更新(建て替え)						
施設大分類	費用単価					
市民文化系,社会教育系,行政系等施設	40万円/m²					
スポーツ・レクリエーション系等施設	36万円/㎡					
学校教育系,子育て支援施設等	33万円/㎡					
公営住宅	28万円/㎡					
大規模改修 (上記の建て替え費用の)	約6割※)					
施設大分類	費用単価					
市民文化系,社会教育系,行政系等施設	25万円/㎡					
スポーツ・レクリエーション系等施設	20万円/m²					
フィグ・フェンノー クコケル・中心氏	=0/0 0/ 111					
学校教育系,子育て支援施設等	17万円/㎡					
	, , , ,,					

※総務省試算ソフトの計算条件に準じる。

〇橋梁 (表 2-3)

- ・ 部材ごとの単価に橋梁の面積 (m²) を乗じることで、更新費用を算出する。
- ・ 更新の時期は、整備時から60年とする。

表2-3 橋梁の更新費用単価

更新				
部材	単価			
P C 橋	42.5 万円/m²			
鋼橋	50.0 万円/m²			
R C 橋 その他	44.8万円/m²			

〇上水道 (表 2-4)

- ・ 管径ごとの単価に水道管の延長距離を乗じることで、更新費用を算出する。
- 更新の時期は、整備時から40年とする。

表2-4 上水道の更新費用単価

導水管	/送水管	配水管		
管径 単価		管径	単価	
300 mm未満 100 千円/m		150 加以下	97 千円/m	
		200 加以下	100 千円/m	
		250 加以下	103 千円/m	
		300 mm以下	106 千円/m	
		350 加以下	111 千円/m	
		400 mm以下	116 千円/m	

〇下水道,農業集落排水(表 2-5)

- ・ 管種ごとの単価に下水道管の延長距離を乗じることで、更新費用を算出する。
- 更新の時期は、整備時から50年とする。

表2-5 下水道,農業集落排水の更新費用単価

更新	
管種	単価
塩ビ管	124 千円/m

以下では、公共建築物とインフラ施設の更新経費を見通すため、今後 40 年間の更新費を算定した結果を示します。



(2) 公共建築物の更新費の見通し

公共建築物については、更新年数(30年大規模改修,60年建て替え)と更新単価を用いて、更新年数経過後に現在と同じ延床面積等と仮定した場合の今後40年間の公共建築物の更新費用を算定します。その結果、40年間の累計更新費用は約682億円、約17.0億円/年の平均更新費用が必要となり、年間30億円以上の更新が集中する年度は、平成39年度、平成51年度、平成52年度の見通しです。

更新費用等に充当可能な財源の目安となる投資的経費の年平均は,「既存更新分(既存施設の建て替え等の経費)」では約3.62億円,「新規整備分」「用地取得分」を含めると1年当たり約8.48億円となっています。

今後、必要となる更新費用については、充当可能な財源の目安を超える年度があることから、施設の長寿命化を図ることで1年当たりのライフサイクル費用を縮減しながら、財政負担の平準化を図り、財源を確保していく必要があります。(図2-20)

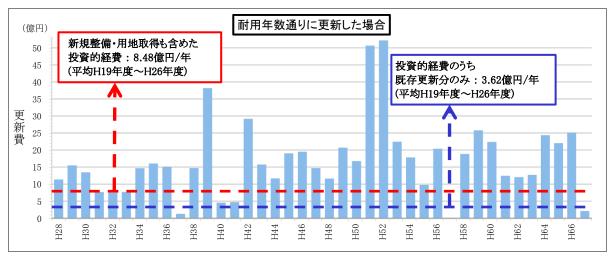


図 2-20 公共建築物に関する将来の更新費用の推計

(3) インフラ施設の更新費の見通し

① 道路施設の更新費

道路については、「減価償却資産の耐用年数表」によると、舗装の法定耐用年数が15年ですが、これに基づいて舗装路面を15年サイクルで全面打換えすると、現状の管理水準と乖離した過大な更新費用となります。このことから、過去5年間の実績値に基づいて、1年当たり平均の更新費用を仮定します。

また、交通量等により損傷の程度が大きく異なり、舗装の更新サイクルもそれに大きく影響されるため、本市の実情に合わせた1年間の更新費用を求めることとし、道路に係る投資的経費の平均値を今後も充当可能な財源水準として図示しました。

道路に充当可能な財源の目安となる投資的経費の年平均は、稲敷市財政課の実績データから、「既存更新分」は約3.86億円となり、「新規整備分」「用地取得分」も含めた投資的経費は約9.96億円となります。

今後, 道路の老朽化している部分について「既存更新分」の投資的経費の中で効率的な維持・修繕・更新等を推進していく必要があります。(図2-21)

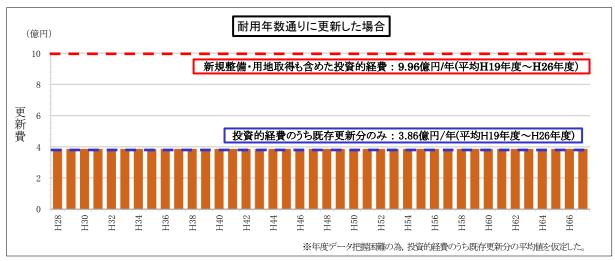


図 2-21 道路に関する将来の更新費用の推計

② 橋梁施設の更新費

橋梁については、本市では平成24年3月に、「稲敷市橋梁長寿命化修繕計画」を策定していますが、その対象は全445橋のうち15m以上の88橋となっています。そこで、15m未満の橋梁を含めた全橋を網羅したライフサイクル費用算定が必要となることから、更新年数60年と更新単価を用いて、今後40年間の橋梁施設の更新費用を算定します。今後40年間の更新費用は、約125億円、1年当たり約3.1億円の更新費用が必要となります。

橋梁の更新費用等に充当可能な財源の目安となる投資的経費の年平均は、稲敷市財政課の実績データから、「既存更新分」約0.43億円、「新規整備分」「用地取得分」も含めた投資的経費は約0.84億円となります。

今後、必要となる更新費用については、充当可能な財源の目安を超える年度もあることから「稲敷市橋梁 長寿命化修繕計画等」を推進することにより、財政負担の平準化を図り、財源の確保をしていく必要があり ます。(図2-22)



③ 上水道施設の更新費

上水道施設(管路)については、法定耐用年数の40年目に更新すると仮定し、今後40年間の上水道施設の 更新費用を算定すると、累計更新費用は約568億円、1年当たり約14.2億円の更新費用が必要となり、平成36 年度前後で更新時期が集中します。

上水道施設の更新費用等に充当可能な財源の目安となる投資的経費の年平均は、稲敷市財政課の実績データから、上水道施設に係る「既存更新分」が約0.26億円、「新規整備分」「用地取得分」も含めると約0.73億円となります。

今後、必要となる更新費用については、いずれも充当可能な財源の目安を超える推計結果となることから、施設の長寿命化を図ることで今後1年当たりのライフサイクル費用を縮減しながら、財源を確保していくことが必要となります。(図2-23)

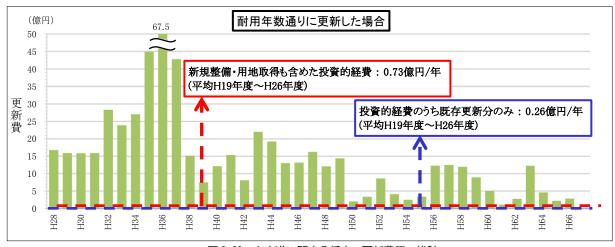


図 2-23 上水道に関する将来の更新費用の推計

④ 下水道施設の更新費

下水道施設(管渠)については、法定耐用年数の50年目に更新すると仮定し、今後40年間の下水道施設の 更新費用を算定すると、累計更新費用は約190億円、1年当たり約4.7億円の更新費用が必要となり、平成57 年度から更新費用が増加していきます。

下水道施設の更新費用等に充当可能な財源の目安となる投資的経費の年平均は、稲敷市財政課の実績データから、「新規整備分」「用地取得分」も含めて約11.04億円となります。

今後,必要となる更新費用については、いずれも充当可能な財源の目安を超える推計結果となることから、下水道施設においても施設の長寿命化を図ることで今後1年当たりのライフサイクル費用を縮減しながら、財源を確保していく必要があります。(図2-24)

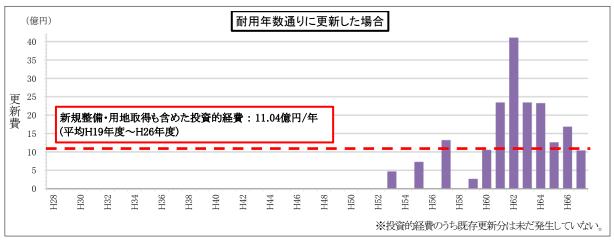


図 2-24 下水道施設(管渠)に関する将来の更新費用の推計

⑤ 公園施設の更新費

公園施設では、遊具や照明設備など、材質や構造により、更新のサイクルが多種多様に異なっているため、過去の実績値から1年間の更新費用を仮定して推計します。更新費用等に充当可能な財源の目安となる投資的経費の年平均は、稲敷市財政課の実績データから、「既存更新分」が約0.06億円、「新規整備分」「用地取得分」も含めた投資的経費は約0.17億円となります。

今後、公園施設については、施設の総量を適正規模にスリム化して安全に配慮し、遊具や設備等を総合的に管理しながら、計画的な維持・修繕・更新等を推進していく必要があります。(図2-25)



図 2-25 公園施設に関する将来の更新費用の推計

⑥ 農業集落排水施設の更新費

農業集落排水施設については、更新年数50年と更新単価を用いて、今後40年間の農業集落排水施設の更新費用を算定すると、40年間の更新費用は約177億円、1年当たり約4.4億円の更新費用が必要となります。

今後必要となる更新費用については、下水道施設と同様に、施設の長寿命化を図ることで1年当たりのライフサイクル費用を縮減しながら、財源を確保していく必要があります。また、農業集落排水の処理施設について統廃合計画を検討していきます。(図2-26)

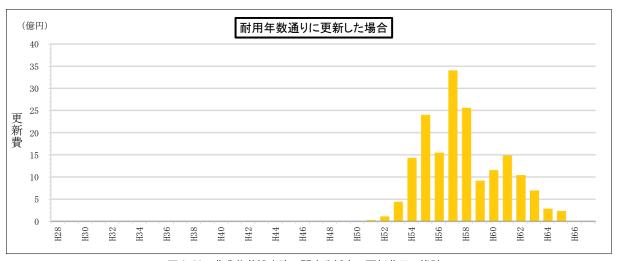


図 2-26 農業集落排水路に関する将来の更新費用の推計

※総務省無償ソフトの計算条件に基づく ※過去5年,投資的経費の発生は見当たらない。



5 公共施設等の将来経費と課題認識

(1) 公共施設等の更新費の全体の見通し

① 公共施設等を総合した将来更新費の全体見通し

将来の公共施設等の更新費に充当可能な投資的経費の目安は、平成 $19\sim26$ 年度における「既存更新分」に関する基本線は、約 8.2 億円となり、「新規整備分」と「用地取得分」を含めた投資的経費の基本線は、約 31.2 億円となっています。(7 ページ、図 2-7-1、図 2-7-2)

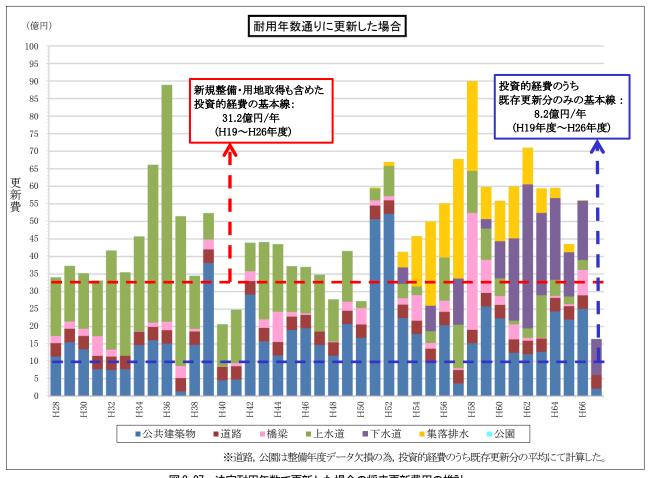


図 2-27 法定耐用年数で更新した場合の将来更新費用の推計 (シナリオO:ベース・ケース)

法定耐用年数の設定 (15 ページ) により公共施設等を更新したとすると、今後 40 年間の更新等に要する総事業費は、約1,900 億円となり、年平均では約47.5 億円となる見通しです。 (図 2-27)

1,900 億円÷40 年=年平均47.5 億円/年

このように、今後40年間に発生する公共施設等の将来更新費の年平均は47.5億円であり、「既存更新分」と「新規整備・用地取得」を含めた充当可能な投資的経費の基本線31.2億円を超過し、基本線に対して1.52倍の更新費が発生する見通しです。更新年度の調整により、年度予算の平準化を図る必要があります。

(2) 公共施設等の現状と課題認識

すべての公共施設等を対象にした改修・更新に要する総事業費は、今後40年間、毎年「既存更新分」の充当可能な財源水準8.2億円/年を超過するとともに、新規整備と用地取得を含めた投資的経費の上限水準31.2億円/年を超過する見通しです。このため、公共施設等の総合的かつ計画的な管理により、長寿命化を推進する必要があります。本市における公共施設等の総量把握と将来経費の見通しを踏まえ、具体的に、以下のことが課題と認識できます。

稲敷市公共施設等の現状の課題認識

- 1) 法定耐用年数通りに公共施設等全てを更新した場合の将来更新費を年度別にみると、平成36年度に、水道管路等の更新が集中する第1次ピークを迎えます。平成51年度には公共建築物の更新が集中します。さらに、平成58年度には、橋梁や集落排水施設等の更新が集中します。これらの更新時期を適切に分散させ、財政負担の平準化を図ることが課題となります。
- 2)公共建築物においては、合併後に同規模で同じ種類の施設が4つあるという点在配置と重複費用の問題を解消するため、公共施設をできるだけ集約・統廃合して、施設の量からサービスの質へと転換し、既存施設の有効活用や機能の再配置を推進する必要があります。

「稲敷市公共施設再編方針」等の既定計画と整合し、地区の活動拠点を確保しながら行政窓口への距離感に配慮し、複合化によるワンストップの利便性向上、トータルコスト縮減を推進することが課題です。

- 3) インフラ施設においては、上水道、農業集落排水、橋梁、下水道の施設を対象に、点検・修繕等の計画的な老朽化対策を行うとともに、効率的なメンテナンスサイクルを構築する必要があります。なかでも、将来の更新経費の多くを占める上水道施設、農業集落排水の計画的な管理が喫緊の課題です。
- 4)とくに、上水道施設において、老朽化した管路等の更新対策を検討し、今後20年程続いていく更新時期に備え、水道施設の長寿命化を計画的に推進するとともに、施設の規模や材質等に着目した効果的なコスト縮減努力を図ることが課題となります。
- 5) さらに、平成51年度からの更新が集中する時期に備え、公共建築物、農業集落排水、橋梁、下水道施設において、将来の人口や需要に即した規模の適正化を図り、これらのサービスを保持しながら長寿命化対策を計画的に進めることが課題です。
- 6) 近年、少子高齢化などの社会変化に対応するため、誰もが暮らしやすく、誰もが活躍できるまちづくりを実現するための手法として、「ユニバーサルデザイン」という概念が広く普及しています。ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた施設整備への対応が課題です。

このような課題認識のもとで、以下では、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の方針について、本市における基本的な考え方と公共施設等の管理に関する基本方針を定めるものとします。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の方針

1 基本方針

(1) 現状の課題と解決にむけた方向性

稲敷市公共施設等の現状の課題認識

- 1)公共施設等のすべてを重ねた将来更新費のピークに備え、更新時期を適切に分散させ、財政負担の平準化を図る。
- 2)公共建築物を集約・複合化し、ワンストップ・サービスの利便性向上など施設の量から質へと転換し、既存施設の有効活用や機能の再配置を推進する。
- 3) 上水道施設、下水道、農業集落排水等のインフラ施設の点検・修繕等の計画的な老朽化対策を行い、効率的なメンテナンスサイクルを構築する。
- 4) とくに、上水道施設において、老朽化した管路等の更新対策を検討し、水道施設の更新と資金確保を計画的に行う。
- 5) さらに、将来の更新時期の集中に備え、農業集落排水、下水道施設、橋梁において、公共サービスを継続しながら長寿命化対策を計画的に進める。
- 6) 少子高齢化などの社会変化に対応するため、誰もが暮らしやすく、活躍できるまちづくりを実現する手法として「ユニバーサルデザイン」を踏まえた整備を計画的に推進する。

稲敷市の課題解決にむけた方向性

基本方針(1)公共施設等の総量を減らす

- ・同規模・近隣都市の人口一人当たりの総量の目安指標と比較する
- 公共建築物の同じ種類の集約、異なる組合せの複合化、多機能化を推進する
- ・インフラ施設の整備量を必要最小限に抑制する(上下水道・公園等)

基本方針(2)公共施設等の長寿命化を図る

- ・未策定の分野と小規模で手つかずの施設を対象に、長寿命化計画を策定する
- ・施設の健全度と利用度を把握し、建物・サービスの性能水準を維持保全する
- ・点検・修繕・改修・更新等の中長期の管理サイクルを継続的に運営改善する

基本方針(3)公共施設の重編・利活用を促す

- ・将来人口に即して、公共建築物の再配置、規模の適正化、機能の複合化を推進する
- ・廃止後の跡地利用・転用等、民間活用を促し、収益を投資的な財源に補充する
- ・公共施設等の更新に合わせて借地を返却し、公有地への移転と有効利用を図る

基本方針(4)管理サイクルの体制を強化する

- ・公共建築物の再編を推進する主管部署を設置し、横断的に再編の検討・実施を促す
- 推進部署とインフラ所管課との連携を図り、公共施設等の管理サイクルを構築する。
- ・(仮) 稲敷市公共施設マネジメント推進会議を運営し、定期的に取組を見直し改善する

基本方針(5)個別施設のコスト縮減努力を行う

- ・各所管課により、各施設の保全・再編・利活用に関する個別施設計画を策定する
- ・大規模・高耐久材等の長寿命化に効果的な対象に着目し、単価と耐用年数を見直す
- ・各所管課で、目標耐用年数等の個別の数値目標を設定し、コスト縮減努力を実践する

基本方針(6)持続可能に投資的経費を平準化する

- ・施設利用の負担を先送りし、次世代へのしわよせを避け、公平な負担方式を運用する
- ・近い将来に公共施設等の更新が集中する時期に備え、更新・改修の基金を準備する
- ・安全確保のもとで更新時期を調整し、持続可能な投資的経費の水準に平準化を図る

基本方針(7)ユニバーサルデザイン化の推進

・誰もが安心・安全で快適に利用できるよう、公共施設等の改修・更新の際には、利用ニーズや施設の状況を踏まえて、ユニバーサルデザインの導入を図る

(2) 総合計画・適正配置等との整合性

① 総合計画との整合性

- ・平成27、28年度の2ヶ年で、平成29年度を初年度とする「第2次稲敷市総合計画」を策定予定です。
- ・稲敷市のまちづくりを方向づける本市の最上位計画であり、戦略的な推進施策や地区別の特性をふまえた個別の施策と整合するように、公共施設等の管理に取り組みます。
- ・今後、圏央道の開通に伴う土地利用や生活環境の変化をふまえ、市民のニーズの変化や各地区が抱える課題 に対応しているかに配慮し、稲敷市まちづくり基本目標と整合するように公共施設等の管理に取り組みま す。

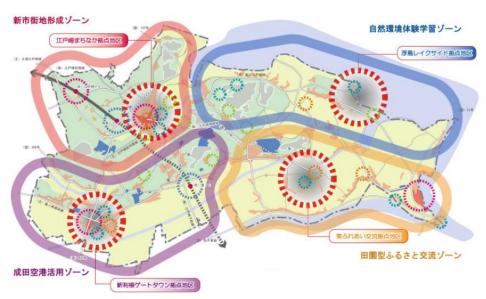


図 3-1 稲敷市の既存の土地利用構造図 (平成 19 年 3 月「稲敷市総合計画」より)

② 財政計画との整合性

- ・平成36年に、合併算定替えの期間が終了し、投資的経費に充当可能であった一定規模の交付金が調達できなくなります。
- ・高齢化により、扶助費等の義務的経費が増加するに伴い、大規模改修や更新に充当できる投資的経費をより 一層圧縮する状況が予想されることから、公共施設等の管理コストの縮減に取り組みます。
- ・今後、人口予測値の見直しに合わせて人口構造の変化に即して、公共建築物の再配置・跡地の利活用やインフラ施設の維持管理の効率化を図り、財政の制約のなかで適正な管理に取り組みます。

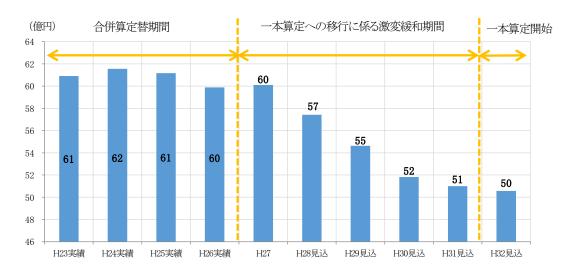


図 3-2 稲敷市の合併算定替から一本算定への移行による普通交付税の実績と見込み(稲敷市財政課資料より)

③ 適正配置との整合性

- ・平成27年3月に、「稲敷市公共施設再編方針」を策定しました。
- ・稲敷市の庁舎,学校等の再編について、複合化や利活用の方向性を定めたものであり、公共施設等の大規模 改修や更新にあたり、既定の方針として準拠し、延べ床面積の削減を着実なものとします。
- ・今後、都市マスタープランの改定や、居住誘導地域や都市機能誘導地域を設定する立地適正化計画の策定が 行われる際には、人々の活動が集積するエリアを考慮して、公共施設等の管理に取り組みます。



図3-3 地区別の公共施設等の再編イメージ(既定方針より)

④ 学校適正化との整合性

- ・平成20年8月に、「稲敷市学校及び幼稚園適正配置の基本的な考え方について」を提示し、平成27年3月 に、「稲敷市学校跡地等利活用計画」を策定しました。
- ・稲敷市の幼稚園と小学校について、適正な配置と統廃合により生じた跡地の利活用を方向づけたものであ り、教育施設の再配置や改修等にあたり、既定の計画として準拠し、延べ床面積の削減を着実なものとし ます。
- ・今後、児童生徒数の人口増減に伴い、学校教育施設の規模や配置を見直す際には、児童生徒の教育環境を考 慮して、学校施設の適正配置に努めます。

表3-1 学校教育施設の利活用型の分類(「稲敷市学校跡地等利活用計画」より)							
土地利用計画耐震基準	非線引き都市計画区域	市街化区域	市街化調整区域				
	①施設存約	②施設制限利活用型					
新耐震基準	・桜川中学校(体育館以外) ・東中学校 ・東中学校 ・西東小学校(体育館) ・あずま南小学校(校舎②以外) ・あずま東小学校 ・あずま北小学校 ・あずま北小学校 ・おずま西小学校 ・桜川こども園 ・みのり幼稚園 ・東学校給食センター	・江戸崎中学校 ・新利根中学校 ・江戸崎小学校 ・新利根小学校 ・江戸崎幼稚園(施設解体済) [※] ・江戸崎幼稚園(施設解体済) [※] ・新利根学校給食センター [※]	・君賀小学校 ・沼里小学校 ・沼里小学校 ・追崎小学校(体育館以外) ・高田小学校(旧体育館以外) ・高田小学校(旧体育館) [※] ・根本小学校(校舎②・③) [※] ・認定こども園えどさき ・新利根幼稚園 ・江戸崎学校給食センター				
	③更地中心	心利活用型	④活用制限利活用型				
旧耐震基準	・桜川中学校(体育館) ・阿波小学校 ・浮島小学校 ・活法小学校(校舎) ・あずま南小学校(校舎②)	·柴崎小学校 [※]	·鳩崎小学校(体育館) ·根本小学校(校舎①, 体育館) [※] ·太田小学校 [※] ·江戸崎第二保育所 [※]				

※: 既に学校教育施設として利用されていない施設

⑤ 耐震化計画との整合性

- ・平成28年3月に、「稲敷市建築物耐震改修促進計画」を改定する予定です。
- ・市有特定建築物について、施設の廃止・更地化の予定を考慮した耐震化率は98.6%となっております。平成32年度までに、市有特定建築物の耐震化率100%を目指します。
- ・今後,大地震の発生により耐震基準が見直された際に、公共施設等の現状において最新の耐震基準に適合しているか見直し、公共施設等の安全確保に取り組みます。

数 ○ 「 市村市及是未初の町房									
建築物数		旧耐震基準の建築物		新耐震基準	耐震性のあ				
用途	総数	総数	うち耐震性 確認済	の建築物	る建築物	耐震化率	廃止·更地 化予定	耐震化率 (廃止考慮)	
	Α	В	С	D=A-B	E=C+D	F=E/A			
学校	52	25	15	27	42	80.8%	10	100.0%	
幼稚園	7	1	1	6	7	100.0%		100.0%	
社会福祉施設	10	2	0	8	8	80.0%	1	88.9%	
市営住宅	1	0	0	1	1	100.0%		100.0%	
事務所	14	4	0	10	10	71.4%	4	100.0%	
合計	84	32	16	52	68	81.0%	15	98.6%	

表 3-1 市有特定建築物の耐震化率の現状(改定計画より、平成 28 年 1 月時点)

⑥ 生活環境・定住施策との整合性

- ・平成27年11月に、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。
- ・稲敷市に移住定住を考える人が、医療や子育ての生活環境に資する公共建築物の管理において、健全なサービスの水準を維持し、更新や大規模改修の実施において、優先順位に配慮します。
- ・今後,5年ごとに人口予測値が見直された際に、少子高齢化の動向や地区別の密集度合いをふまえ、公共施設等のサービスや施設の規模が地域に適合しているか見直し、公共施設等の管理に取り組みます。



図 3-4 稲敷市に住みたくなっちゃうプラン、人口減少対策の取組(既定計画より)

2 目標設定

(1) 数値目標の設定

本市の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所の実勢ベースによる予測値によれば、3 割以上減少するという財源の確保にとって厳しい数値となっています。生産年齢人口の減少は市民税収を減少させ、高齢化に伴う義務的経費の増大は、公共施設等の投資的経費を圧迫することから、「稲敷市まち・ひと・しごと創生総合戦略」による居住や子育て支援の対策を推進し、将来人口を維持する取組が求められます。

管理のシナリオ別に公共施設等の将来更新費を見通すため、公共建築物の再編推進により延床面積の約3 割削減とインフラ施設の長寿命化に加え、更新・大規模改修の対策時期を調整し、年度予算を平準化した場面を想定した数値実験を行いました。その結果、公共施設等の再編と長寿命化さらに予算の平準化の取組を実践したとすると、将来更新費を基本線に近づけて財政負担の軽減が可能となる見通しが得られました。

平成 31 年に合併算定替えの期間が終了し、約 60 億円交付されていた普通交付税は約 50 億円まで 10 億円程度減少する見込みです。また、平成 37 年度以降は合併特例債が活用できなくなり、これまで合併特例債を活用してきた施設整備等の財源が不足することが見込まれます。このことから、インフラ施設の数値目標として、効果的な長寿命化対策と需要に即した更新対策及び新設抑制により、インフラ施設の投資的経費を3割コスト縮減するものとします。

今後の計画推進期間において、指標として測定することができる数値目標として、公共建築物の延床面積を次のように掲げます。毎年、公共建築物の再編の取組を実践し、毎年 1%以上延床面積の総量を削減することによって、より一層のスリム化を図るものとします。さらに、インフラ施設についても、大規模・高耐久材等の効果的な施設に着目した長寿命化対策を行うとともに、現状の利用状況と将来需要に見合う必要最小限の更新対策及び新設抑制を図り、毎年1%以上の投資的経費のコスト縮減努力を行うものとします。

◆数値目標(1)公共建築物の総量削減

将来人口の変化に即して、公共建築物の再編、集約・複合化及び、 統合・廃止を実践し、今後30年間で延床面積の総量を3割スリム化す



◆数値目標(2)インフラ施設の長寿命化

インフラ施設において、予防保全による長寿命化対策、利用状況と将来需要に見合う更新対策及び新設抑制により、投資的経費を3割コスト縮減する。

この数値目標は、公共施設等の総量を適正化するために最も効果的な取組であるため、優先的に数値を設定しています。この他、中長期の財源調達に備えて、各所管課の取組のなかで、公共施設等の耐用年数に着目し、各所管課の数値目標として掲げることも課題です。また、借地の公共施設等の総量を把握し、公有地を使えば本来必要ない支出を最小化する取組においても、数値目標を掲げることが課題となります。

(2) 更新シナリオ・シミュレーション

解決にむけた更新シナリオの段階的な導入

- **《シナリオ 0:ベース・ケース》** 参照基準シナリオ ⇒図 2-25
 - ・法定耐用年数通りに更新した場合の将来更新費
- **《シナリオ 1:再編推進ケース》**公共建築物の再編推進シナリオの導入 ⇒図 3-5
 - ・公共建築物を再編し、約3割延床削減した場合の将来更新費
- **《シナリオ 2:再編かつ長寿命化ケース》** インフラ長寿命化シナリオの追加導入 ⇒図 3-6
 - ・再編推進に加え、インフラ施設の長寿命化を推進した場合の将来更新費
- **《シナリオ 3: 再編・長寿命に加え平準化したケース》** 対策時期の平準化シナリオ追加導入 ⇒図 3-7
 - ・対策時期を調整し予算を平準化した場合の公共施設等の将来更新費
- 《シナリオ 4: 更なる長寿命化とコスト縮減努力ケース》 コスト縮減努力シナリオの追加導入 ⇒図 3-8
 - ・大規模・高耐久材の施設に着目し詳細に単価・耐用年数を見直した場合の将来更新費

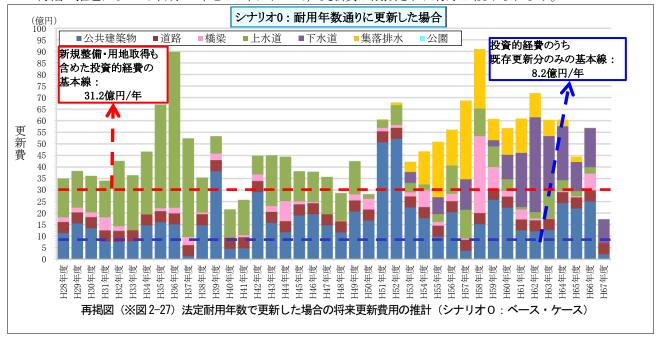
《シナリオ1:再編推進ケース》公共建築物の再編推進シナリオの導入

・公共建築物を再編し、約3割延床削減した場合の将来更新費

課題の解決にむけた1つ目のシナリオとして本市の行政施設と教育施設を対象に、既定の方針に沿って、 再編を推進した場面を数値実験します。庁舎、小学校、体育館などの再編の対象となる施設は更新時期が訪 れたとしても、更新せずに解体すると仮定します。解体費は、更新費の15%と設定します。

大規模改修の時期が訪れた場合,改修は行わずに,できる限り有効利用し,更新時期において解体すると仮定します。既定の方針は「稲敷市公共施設再編方針(平成27年3月)」「稲敷市学校跡地等利活用計画(平成27年3月)」を参照します。再編の対象施設は、約5.3万㎡、公共建築物の総量19.1万㎡の28.3%で約3割に相当します。

図 3-5 に、公共建築物の再編を推進した場合の将来更新費用を計算した結果を示します。これを見ると、再編の推進によって平成 51 年と 52 年において、更新費が削減された様子が読み取れます。



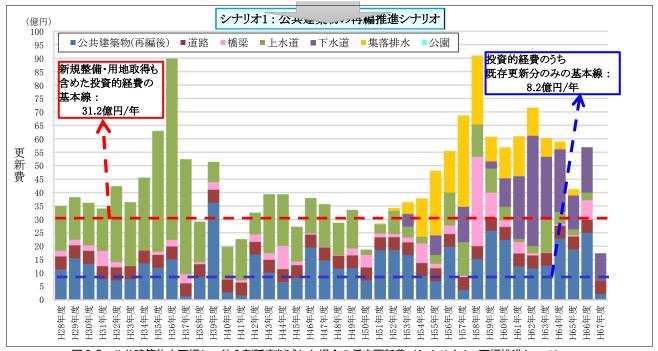


図 3-5 公共建築物を再編し、約3割延床削減した場合の将来更新費(シナリオ1:再編推進ケース)

《シナリオ2: 再編かつ長寿命化ケース》 インフラ施設の長寿命化シナリオの追加導入

・再編推進に加え、インフラ施設の長寿命化を推進した場合の将来更新費

2つ目のシナリオとして、再編推進に加え、インフラ施設の長寿命化を図った場面を数値実験します。長寿命化する目標再利用年数は、インフラ施設の投資的経費を3割コスト削減するという数値目標を考慮し、法定耐用年数の概ね3割長寿命化すると設定します。具体的に橋梁は75年、上水道は60年、下水道・集落排水は65年とします。

図 3-6 に,再編推進に加え,インフラ施設の長寿命化を推進した場合の将来更新費を計算した結果を示します。これを見ると,インフラ施設の更新時期が長寿命により延命化され,今後 40 年間に訪れる更新の対象は、上水道施設が多くを占めることが見込まれます。

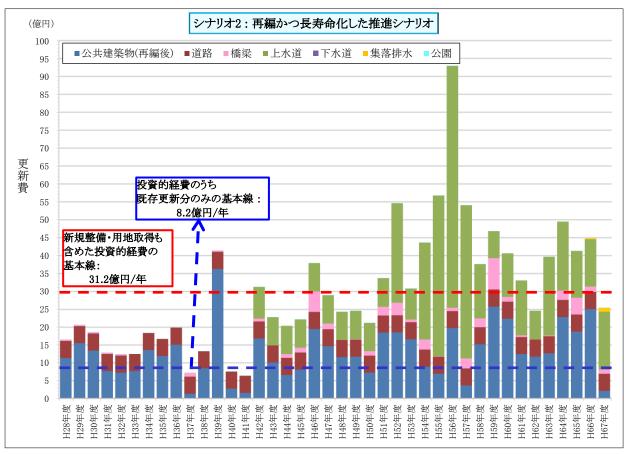


図3-6 再編推進に加え、インフラ施設の長寿命化を推進した場合の将来更新費 (シナリオ2:再編かつ長寿命化ケース)

平成39年から更新に充てる財源が不足することになり、平成51年以降は、その不足額が顕在化し深刻な財源不足になることが見通されます。

今後、水道施設の更新を包括的に一括工事を行いコスト削減を図り、民間活用による財政負担の平準化を図る必要があります。また、人口減少が著しい地域においては、整備手法を工夫し、水道サービスの再編による費用対効果をふまえた投資の適正化が課題となります。さらに、隣接地域との広域連携により、公共施設等の共同利用や、整備費用の分担により、財政負担を軽減することが課題です。

《シナリオ 3:再編かつ長寿命化に加え平準化したケース》 対策時期の平準化シナリオの追加導入

対策時期を調整し予算を平準化した場合の公共施設等の将来更新費

3つ目のシナリオとして,再編と長寿命化に加え,対策時期を調整し,平準化した場面を数値実験します。 図 3-7 に,耐用年数から3年の許容範囲で更新時期を最適に調整することにより,年度予算を平準化した 将来更新費の計算結果を示します。これにより、公共施設等の更新に関するピーク時期を山崩しできて、年度ごとの更新費が一定の水準に平準化されています。

このように、将来更新費を平準化したとしても、新規整備と用地取得を含めた充当可能な財源が不足する時期があります。今後、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の取組を着実かつ効果的に実践していく必要があります。

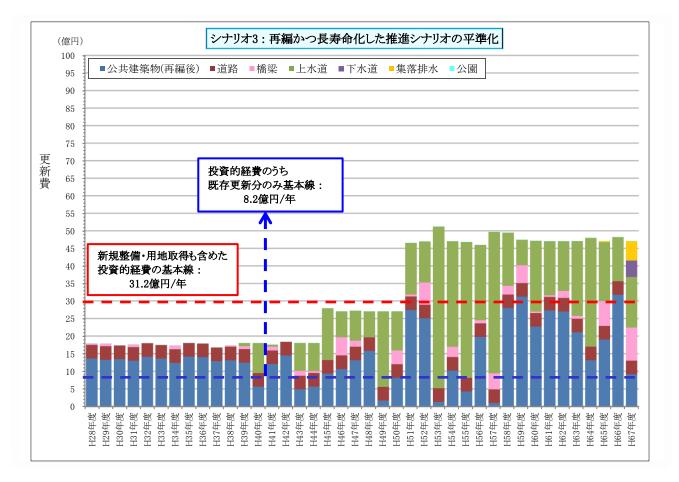


図 3-7 対策時期を調整し予算を平準化した場合の公共施設等の将来更新費用の推計 (シナリオ 3:再編かつ長寿命化に加え平準化したケース)

《シナリオ 4: 更なる長寿命化とコスト縮減した平準化ケース》 更なるコスト縮減努力シナリオの追加導入・大規模・高耐久材等の施設に着目して詳細に単価・耐用年数を見直した場合の公共施設等の将来更新費

4つ目のシナリオとして、ダクタイル鋳鉄管・配水支管の水道管路や大規模な建築物など、コスト縮減に効果的な対象に着目し、更なる長寿命化とコスト縮減努力を行う場面を数値実験します。

水道管路のコスト縮減努力として、ダクタイル鋳鉄管に着目します。100mm 以下の配水支管は、水道管路の総量のうち、75%を占めます。シナリオ 4 において、「稲敷市水道アセットマネジメント計画」に準拠して、単価と耐用年数を次のようにより詳細に見直して設定します。

- ●100mm以下の配水支管を対象に、単価を97千円/mから71千円/mに切り詰める(単価の27%節減)。
- ●高耐久材のダクタイル鋳鉄管と口径 100mm 以上の大規模な水道管路を対象に、シナリオ3の耐用年数 60 年から、 さらに長寿命化して80 年の耐用年数を設定する。

また、公共建築物のコスト縮減努力として、延床面積 1,000 ㎡以上の大規模な建築物に着目します。公共建築物の総数は、448 棟で、延床面積 19.1 万㎡です。規模別にみると、延床面積 1,000 ㎡以上の施設数は59 棟で、延べ床面積は12.8 万㎡(67%)に相当します。この目標耐用年数を次のように設定します。

●1,000 ㎡以上の大規模な建物を対象に、さらに長寿命化を推進し、70 年で建替え、35 年で大規模改修すると設定する。

図 3-8 に、更なるコスト縮減努力のシナリオの単価と耐用年数を設定することにより、将来の更新費を計算した結果を示します。これにより、シナリオ 3 における平成 51 年度以降の公共施設等の更新ピーク時期を山崩しできて、更新費用が投資的経費の基本線のなかに、平準化できる結果となっています。

図 3-7 と比較すると、平成 51 年度以降の 50 億円規模の更新コストが 30 億円規模にまで抑制された結果となっています。これは、高耐久材の単価の見直しによる節減努力と同時に、大規模な施設の耐用年数の見直しによる長寿命化の努力がもたらしたものです。平成 68 年度以降に長寿命化した大規模な施設の更新は、延命化されただけであり、長期の視点から更新財源を確保して計画的に対処することが課題です。

今後,大規模や高耐久性等の視点から効果的な公共施設等に着目し,更新の単価と目標耐用年数を見直し, 更なる長寿命化とコスト縮減努力の取組を継続的に実践していく必要があります。

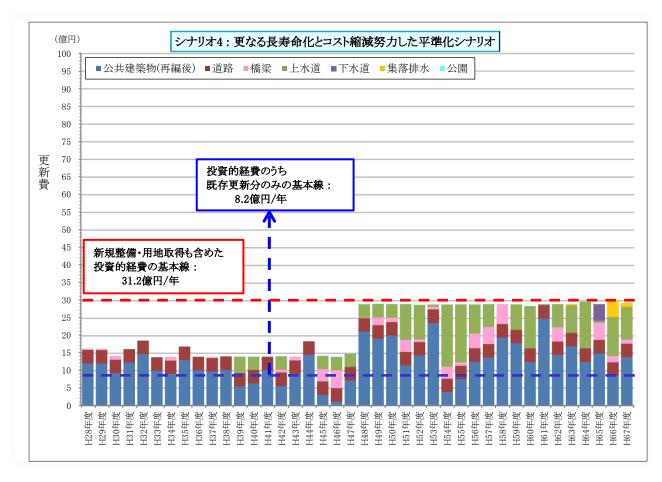


図 3-8 大規模・高耐久材に着目して単価・耐用年数を見直した場合の公共施設等の将来更新費用の推計 (シナリオ 4: 更なる長寿命化とコスト縮減努力したケース)

本計画におけるシナリオ4の更新コスト・シミュレーションでは、更新時期が早期に訪れて財政へのインパクトが大きい公共建築物と水道管路の個別施設を対象に、コスト縮減において効果的な施設に着目して、単価と耐用年数を詳細に見直しました。法定耐用年数通りのベース・ケースで更新の集中が訪れる順序をみると、農業集落排水、橋梁、下水道管渠が財政に大きな影響を及ぼします。

今後40年先の超長期的な場面になりますが、本計画のローリングにあわせて、効果的な個別施設を対象に着目して、単価と耐用年数を詳細に見直して財政負担の平準化を図ることが必要となります。更新単価は、物価や消費税率の変動に伴い、変動するため計画期間を通じた単価の数値目標を設定することは困難です。個別施設の耐用年数については、長寿命化の目安として目標耐用年数の数値目標を掲げることが可能です。

インフラ施設は、施設の規模や耐久性のある材質や安全管理の水準等の特性が異なります。一律の目標耐用年数を掲げることは不可能ですが、各所管課において個別施設の長寿命化計画を策定するなかで、目標耐用年数を設定することは可能です。

そこで,各所管課が管理する対象施設において,規模や高耐久材等のコスト縮減に効果的な施設に着目して,個別に数値目標を設定して長寿命化を継続的に実践することが全庁的な成果を上げるために重要です。

3 取組方法

公共施設等の総量と人口・財源の条件を踏まえ、将来にわたり施設サービスを継続的に提供していくには、公 共施設等を良好な状態で保持し、将来世代に引き継いでいくことが重要です。そのため、まずは各施設におい て、建設から廃止までのライフサイクルコストを視野に入れ、点検・診断等により劣化状況や危険箇所等の状 態監視を行い、それらをもとに中長期的な個別施設の長寿命化計画を策定したうえで、維持管理・更新を計画 的に実施します。また、これらの取組を効果的に推進していくため、民間活力の更なる活用も検討します。

(1) 保全に関する取組方法

① 点検・診断等の取組方法

公共施設等は、数多くの部材や設備機器など様々な素材で構成され、それぞれ目的と機能を持っています。 それらの部材や設備は、経年劣化に伴い機能が低下していきます。そのため、施設の早期劣化や著しい機能 低下の見落としを防ぎ、施設の利用者が安全かつ快適に利用できる状態を切れ目なく保持するために、定期 的な点検・診断等に取り組みます。

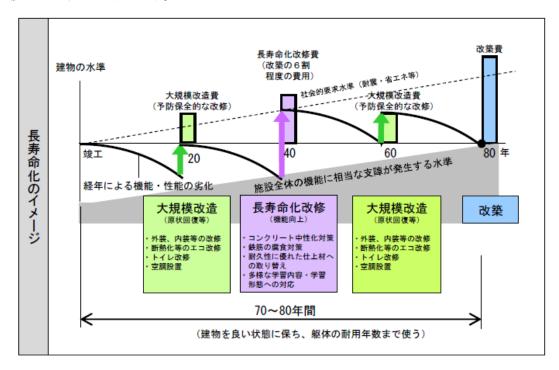


図3-9 学校施設の長寿命化イメージ(文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き」平成27年4月)

② 維持管理・改修・更新等の取組方法

すでに、橋梁修繕等の各所管課による個別施設の長寿命化計画を策定している場合は、点検・診断等の状態に即して優先順位を検討し、補修・大規模改修・更新等の事業を適切な時期に取り組みます。 今後、水道施設や公園施設等の長寿命化計画を策定する個別施設においては、各施設の役割や劣化傾向等の特性を踏まえ、状態監視型や時間計画型等の適切な保全計画を策定します。日常的な巡回目視や市民からの通報等により把握した不具合に対応するため、本市と指定管理者等が役割を分担し、速やかに対応し安全確保できる体制構築に取り組みます。

③ 保全の統一基準や包括発注・同時施工によるコスト縮減の取組方法

合併の経緯から同じ種類の施設においても、個別の施設によって、清掃や設備の保守や日常の修繕等の維持保全の水準が異なり、民間事業者に委託する場合の発注方式や積算額に一貫性が不足しています。公共建築物や公園施設において、複数の所管課のなかで維持保全活動の統一基準を調査検討し、安全に配慮した管理水準の確保と同時に、日常の維持保全コストの縮減努力に取り組みます。更新時に、近隣地区や同じ工種の包括的な同時施工・一括発注により、現場管理費・足場の仮設費等の工事費を削減します。

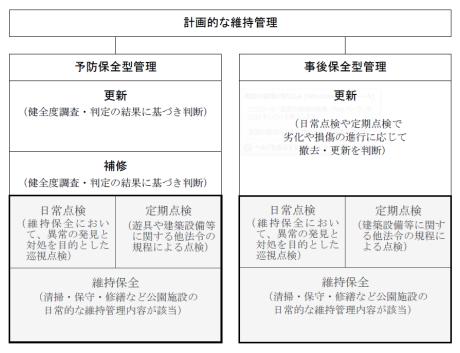


図3-10 計画的な維持管理の方式(国土交通省都市局「公園施設長寿命化計画策定指針」平成24年4月)

④ 長寿命化の取組方法

点検・診断等を踏まえ、老朽化や利用状況等を評価し、適切なメンテナンスサイクルを設定したうえで、耐用年数までの供用を可能とする長寿命化の対策工法を適用するような個別施設の長寿命化計画を策定します。保全計画が未定の個別施設について、早期に長寿命化計画を策定し、全庁的な管理に取り組みます。

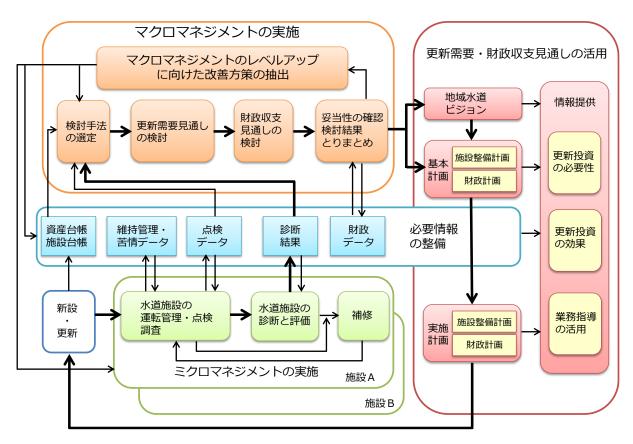


図3-11 水道施設の資産管理サイクル(厚生労働省「水道事業における資産管理に関する手引き」)

(2) 再編に関する取組方法

① 集約・複合化の可能性検討

公共建築物を対象に、近隣施設・類似施設の有無や人口動向や利用状況等の視点を勘案したうえで、集約・ 複合化によるサービス向上と管理コストの節約の可能性を検討します。同じ種類の施設の集約、異なる施設 による複合化の組合せについて、施設再編のシナリオを検討します。少子高齢化が進む地区や更新時期が近 づいた施設を対象に、モデルケースを検討し段階的な手順を踏んで取り組みます。

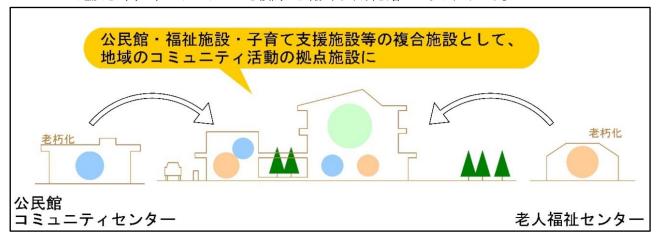


図3-12 公共施設の複合化・多機能化イメージ (「学校施設の老朽化対策について」文部科学省資料より)

② 配置・規模の適正化計画の浸透方法

公共建築物の再配置や公園施設等の規模の適正化について、更新時期を捉えて施設の利用状況を把握し、現状の配置と規模を見直して建物とサービスのあり方を方向づける適正化の基本計画(案)を作成します。 現状の利用者のニーズと今後の利用形態をふまえ、再編の基本的な考え方を周知・浸透させて、地区別の住民説明による意識啓発と事業化にむけた合意形成に取り組みます。

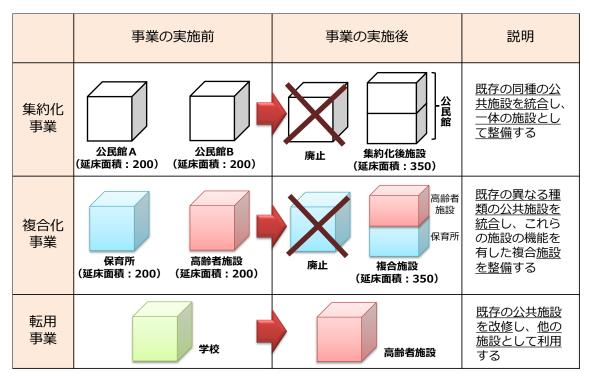


図3-13 公共施設最適化事業債の支援制度 (平成27年5月経済財政諮問会議の総務省資料より)

③ 小規模・点在のインフラ需要に即した処理能力・配置の適正化方法

既存のインフラ施設の現状の利用状況を評価するとともに、将来の需要量の増減傾向を予測して、小規模・分散のインフラ需要に即して、施設の処理能力と配置計画の適正化にむけて戦略的に見直します。インフラ施設の更新にあたり、地区別の計画人口と家族構成の変化に対応した適正なインフラ需要を予測し、小規模の需要量が点在する状況に適合するように、簡易な工法(例えば、個人の合併処理浄化槽、20戸の簡易排水施設等)を選定・工夫し、投資的経費の膨張抑制によりコスト縮減努力を図ります。また、地区別に人口一人当たりのインフラ整備費用を指標算定し、整備費用対利用効果を事前に評価します。

表 3-2 汚水処理施設の整備制度(下水道経営ハンドブックより)

所 管	分 類	事業主体	計画人口	処理 方式	関係法
	公共下水道事業	市町村	制限なし	集合	下水道法
国土交通省	特定環境保全公共下水道事業	市町村	1,000~1万人程度以下	集合	下水道法
	流域下水道事業	都道府県	制限なし	集合	下水道法
環境省	合併処理浄化槽設置整備事業	設置は個人	戸別	個別	浄化槽法
	特定地域生活排水処理事業	市町村	毎年20戸以上	個別	浄化槽法
	コミュニティ・プラント	市町村	101人以上3万人以下	集合	浄化槽法
農林水産省	農業集落排水事業	市町村	20戸~1,000人程度以下	集合	浄化槽法
	簡易排水施設	市町村	3 戸以上20戸未満	集合	浄化槽法
	漁業集落排水事業	市町村	100人以上5,000人程度以下	集合	浄化槽法
	林業集落排水事業	市町村	20戸~1,000人程度以下	集合	浄化槽法
公 教史 中土 出 孙 東 娄	個別排水処理施設整備事業	市町村	年間10~20戸未満	個別	浄化槽法
総務省地方単独事業	小規模集合排水処理施設整備	市町村	10~20戸未満	集合	浄化槽法

④ 一部事務組合等の運営

広域市町村で運営されている消防やごみ処理等において、将来の更新費用が大きく発生した場合の財源確保が課題となります。一部事務組合等と連携を密に計画的な予算の確保及び運営に努めます。

(3) 利活用に関する取組方法

① 民間活力の活用方法

今後、公共施設等を持続的に運営するには、行政の直営だけでは費用対効果に限りがあるため、一部又は全ての施設運営を民間に委託し、より効率的な管理手法の可能性を検討します。民間機能を併設することで相乗効果が見込まれる場合は、民間活力による施設の複合化を推進するなど、公民連携の手法を積極的に取り入れる仕組みを確立します。そのため、指定管理者制度の更なる活用、包括的民間委託、PFI等の導入について検討し、民間のノウハウと資金力を活用します。



図3-14 稲敷市における廃校の民間活用に関する取組事例 (平成27年6月23日,日本工業経済新聞より)

② 未利用・遊休資産の利活用方法

本市が保有している土地や建物の未利用資産及び遊休資産は、民間企業の利活用について、まちづくりやコミュニティの活性化に資する有望な方向性を検討したうえで、売却や貸付を促し、その収益を公共施設等の更新・運営に係る財源に充当していきます。

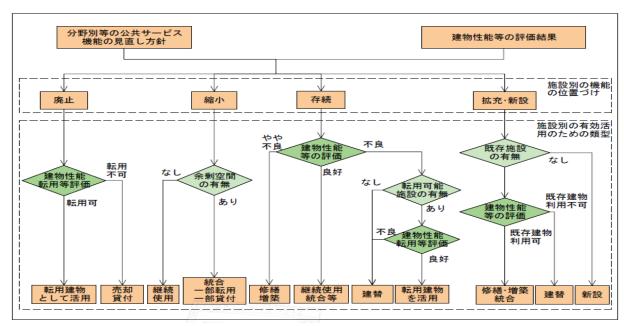


図3-15 公的不動産の利活用ステップ (平成24年3月,公的不動産の合理的な所有・利用に関する実践手引き)

③ 施設の更新に合わせた公有地の活用方法

公共施設の土地及び建物の多くは市の保有ですが、用地取得時の事情により、土地を個人や法人等から借り上げている施設があります。平成27年7月現在、土地を借り上げている施設は16施設あります。用途は、庁舎、福祉センター、市営住宅、配水場、ポンプ場、運動公園等に使用されています。これらを公有地に移設できれば借り上げ費用を節約できます。

今後、これらの施設の更新等の時期に合わせて借地を返却し、他の公共施設の再編に伴う廃止後の跡地を活用し、公有地の有効利用を検討して更なる財政負担の軽減を図ります。

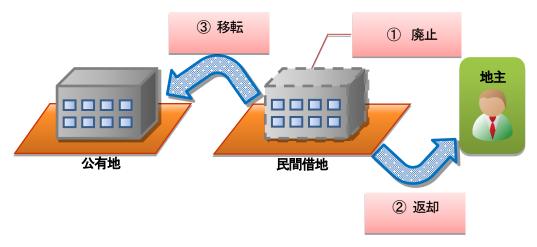


図 3-16 廃止後の借地の返却と公有地への移転イメージ

④ 廃止後の跡地・遊休施設の有効利用を促す民間事業者の公募と減免措置

各種団体や民間事業者等を対象に、再編に伴う廃止後の跡地や遊休施設の譲渡・貸付を促すために公募を 行います。積極的な民間利用を動機付けるため、事業の目的や利用方法によって、一定の減免率を適用して 減免措置を講じます。

E. DEPT. LE SELLE MINISTER DE LE SELLE DE						
減免率	減免対象者					
100%	公共団体	集落,土地改良区等の団体,NPO法人等				
75%	学校法人・社会福祉法人	私立学校法又は社会福祉法に規定された事業				
50%	地域活性化に資するもの	産業の進行,雇用の創出,社会福祉の増進,定住促 進に資する事業等				
		芸術文化の振興、スポーツの振興に資する事業等				
0%	その他	交通の要衝に位置する等、著しく資産価値の高い土				
	(減免の必要性が低いもの)	地,随意契約案件(個別の払い下げ等)等				

表3-2 稲敷市の民間利用における減免措置

出典)稲敷市管財課資料

4 類型別の取組方針

全庁的な基本方針に沿って、数値目標を達成するために、どのような施設を対象に、どの所管課が公共施設等の管理の取組を推進していくかの類型別の取組方針を策定します。このために、施設の類型を整理し、対象施設の所管課と維持管理の既定計画の有無を整理します。ここで、公共建築物は、総務省の分類表に準拠して分類し、記載の順序は延床面積の比率が多い順とします。

表 3-1 公共建築物の類型と対象施設, 所管課の分類表

公共建築物の類型	対象施設	所管課	既定計画
① 学校教育施設	小学校,中学校	教育学務課	「学校跡地等利用計画」
	給食センター	給食センター	H27.3
② 行政系施設	本庁舎,分庁舎	管財課	「公共施設再編方針」
			H27.3
③ 市民文化系施設	コミュニティセンター	生涯学習課	「公共施設再編方針」
	共同利用施設	市民協働課	H27.3
④ 公営住宅	市営住宅	都市計画課	現在なし
⑤ 子育て支援施設	認定こども園,幼稚園,保育所	子ども家庭課	「学校跡地等利用計画」
			H27.3
	福祉センター, ハートピアいなしき	社会福祉課	「公共施設再編方針」
⑥ 保健·福祉系施	いこいのプラザ	高齢福祉課	H27.3
設	保健センター	健康増進課	
⑦ 社会教育系施設	公民館、生涯学習センター	生涯学習課	「公共施設再編方針」
	図書館	図書館	H27.3
	歴史民俗資料館	歷史民俗資料館	
⑧ 産業系施設	直売所	農政課	現在なし
	えどさき笑遊館	商工観光課	
9 防災施設	防災センター,分団機庫	危機管理課	現在なし

表 3-2 インフラ施設の類型と対象施設,所管課の分類表

イ	ンフラ施設の類型	対象施設	所管課	既定計画
1	道路	道路舗装	建設課	「道路ストック総点検
				に伴う修繕計画」H27.3
2	橋梁	橋梁	建設課	「橋梁長寿命化修繕計画」
				H24.3
3	水道施設	水道管路,浄水場,ポンプ場,配水場	水道課	「水道資産管理,更新事業
				計画」H27~28年度
4	下水道施設•農	下水道管渠、浄化センター	下水道課	現在なし
	業集落排水			
⑤	公園施設	総合運動公園,球場,体育館	生涯学習課	「公共施設再編方針」
		水辺公園,自然公園,工業団地公園	都市計画課	H27.3

以下では、上記の類型に沿って、対象施設の管理をいかに取組んでいくかの類型別の取組方針を整理します。まず、公共建築物の類型別の取組方針を示し、さらに、インフラ施設の類型別の取組方針を示します。

(1) 公共建築物の保全・再編の取組方針

① 学校教育施設

点検・診断等の取組方針

- ▶ 日常的な点検・清掃・修繕
 - 児童生徒による日常の清掃活動を実施します。教員による破損、老朽化の点検と軽微な修繕を実施します。
- ▶ 定期的な保守点検
 - ・躯体、設備に関しては専門業者に委託しての定期的な保守点検を実施します。
- 点検結果の蓄積
 - ・点検箇所、点検結果及びその修繕コスト等を担当課及び学校の双方で情報を共有します。

維持管理・修繕・更新等の取組方針

- ▶ 適切な補修工事
- 鉄筋コンクリートの老朽化に伴う劣化が認められた場合、躯体本体の劣化を抑制するため補修を行います。
- > 設備の更新
 - ・躯体等の適切な補修工事にあわせ、必要に応じた施設設備の更新を図ります。
- > 外壁の老朽化対策
 - ・外壁は、安全・景観に配慮し劣化を軽微に抑制し、躯体に悪影響を与える重度の劣化を未然に防止します。
- ▶ 屋上の防水改修
 - 屋上の防水性は躯体本体の長寿命化に大きく影響するため、改修では基本的に全面的な改修を実施します。
- 設備機器等の維持管理
 - 躯体本体よりも耐用年数が短い設備機器に注意を払い、維持管理を実施します。

安全確保の取組方針

- > 安全な施設環境の確保
 - ・経年劣化による部材の落下防止対策、事故防止対策、ガス・水道・電気の施設配管等の安全及び防災対策などにより、安全性や防災性の確保を図ります。

耐震化の取組方針

- ▶ 非構造部等の耐震化
 - 非構造部は、落下、転倒、移動により児童生徒に多大な障害を与える可能性があるため耐震化を図ります。
- ▶ 施設の耐震性など安全の確保
 - ・学校施設の耐震性を維持するとともに、地震等の災害時に備えた点検を実施し、必要な安全対策を講じます。
- > 避難所として施設に必要な諸機能の確保
 - ・震災時に地域住民の避難生活や避難所の運営に必要なスペースを確保し、ライフラインの被災に備えた対策を行います。

長寿命化の取組方針

- 維持保全計画
 - 学校施設の継続的・効率的な維持保全を行います。
- ▶ 老朽化改善計画(修繕・改築・新設)
 - ・機能向上を含めた学校施設老朽化の改善を検討します。
- > 教育環境向上計画
 - ・多様化する学習環境への対応をはじめ、快適な室内環境の確保等学校生活環境の向上を検討します。
- > 環境配慮計画
 - ・学校施設のエコ化や再生エネルギーの活用など、環境への配慮を行います。
- ▶ 地域拠点•交流促進化計画
 - ・学校施設の果たすべき役割を踏まえ、地域拠点・地域交流の促進を検討します。

- > 小学校の再編統合
 - ・江戸崎地区では、既存の5校のうち、「江戸崎小」、「沼里小」、「高田小」の3校に再編し、2校を閉校する予定です。
 - ・新利根地区では、既存の3校を閉校し、新たに新利根小として供用開始済みです。
 - ・ 桜川地区では、既存の3校を閉校し、新たな小学校を新設予定です。
 - ・東地区では、複式学級解消を最優先し、「あずま東小」、「あずま南小」を 1 校に再編統合します。
- ▶ 中学校の施設規模の適正化
 - ・校舎が更新を迎える時期の児童・生徒数に合わせて施設面積を見直し、延床面積の総量削減を図ります。その際、効果的に見直すため、学区再編により生徒数と施設規模のバランス見直しを図ることも合わせて検討します。

- ▶ 給食センターの再編統合
 - ・新設統合も視野に検討します。
 - 統合し新たに建設した場合、江戸崎学校給食センターの敷地は借地なので、施設は撤去し、その土地は返還します。
 - 統合し新たに建設した場合、東学校給食センターは利活用を検討します。

② 行政系施設

点検・診断等の取組方針

- 日常的な点検・清掃・修繕
 - ・職員による巡視を実施します。破損など改修点が見られた場合は、早急に修繕します。
- 定期的な保守点検
 - ・法令で定められた点検は、業者に委託し点検を実施します。改修点の報告があった際には、早急に修繕します。
- ▶ 点検結果の蓄積
 - 点検記録をデータ登録し、一元的に情報管理します。また、必要となる対応策を検討します。

維持管理・修繕・更新等の取組方針

- > 適切な補修工事
 - ・点検により劣化等が確認された場合、適切な劣化防止を図ります。
 - ・設備の点検等で修繕箇所があった際には、軽微なうちに修繕を行い、コストの縮減化を図ります。
 - ・江戸崎庁舎は、平成28年度に取壊し予定です。

安全確保の取組方針

- ▶ 安全な施設環境の確保
 - 新庁舎は、災害対策本部が設置されるため、安全性の確保に努めます。
 - ・他行政施設においては、経年劣化による事故防止対策、電気、ガス、水道等の安全及び防災対策を行い、適切な施設管理 の確保を図ります。

耐震化の取組方針

- ▶ 施設の耐震性など安全の確保
 - 免震構造を採用した新庁舎は、市の本庁機能と災害時には災害対策本部が設置されます。また、近隣住民の避難所になる施設のため、支援物資等を常時配備し、災害時には万全の態勢となるよう努めます。
 - 東分庁舎は、平成9年に建築された施設で、新耐震基準をクリアしている施設です。

長寿命化の取組方針

- ▶ 維持保全計画
 - ・定期点検で指摘された箇所は、適切な修繕・メンテナンス等を行い、耐久性の向上に努めます。
 - 予防保全を含め、計画的な修繕を行い、長寿命化を図ります。

- ▶ 本庁舎(新庁舎)の再編統合
 - ・現在のところは検討していないが、将来的に広域合併等が行われた場合は検討します。
- ▶ 各庁舎の再編統合
 - ・江戸崎本庁舎は平成28年に取壊し、跡地に放課後児童クラブを建設します。
 - ・江戸崎分庁舎の行政利用は行いません。同車庫棟も付属として外部団体並びに民間への貸出を検討します。
 - 桜川分庁舎は平成28年度のみの使用で、平成29年度に取り壊す予定です。
 - ・桜川本庁舎は、平成28年度に解体し、跡地に桜川地区センターを建設し、平成29年度より供用開始します。
 - ・新利根庁舎は平成28年度のみの使用で、平成29年度以降に取壊す予定です。
 - ・東分庁舎は平成28年度中に改修、東支所として利用予定です。将来の利用率を考慮し、一部民間貸出等の複合利用も検討します。
 - ・東本庁舎は分庁舎改修後に、取壊し予定です。
- ▶ その他行政施設の再編統合
 - 新利根給食センターは都市計画法の規制があり、民間への貸出は困難です。新利根庁舎取壊し時に、取り壊す方向で検討します。
 - ・新東小学校は現在, 民間企業へ貸出しています。
 - 君賀コミュニティセンターは、シルバー人材センターへ貸出しています。

③ 市民文化施設

点検・診断等の取組方針

- ▶ 日常的な点検・清掃・修繕
 - 日常の巡視を実施します。
- ▶ 定期的な保守点検
 - ・法令で定められた設備の点検は業者に委託し、定期的な保守点検を実施します。

維持管理・修繕・更新等の取組方針

- 適切な補修工事
 - 各コミュニティセンターは、建築後20数年を経過しているため、施設の利用状況に応じて施設の修繕を図ります。
 - 各共同利用施設は、各地区と連携を図りながら維持管理修繕を実施します。

安全確保の取組方針

- ▶ 安全な施設環境の確保
 - ・施設の目的、主な利用者、利用の時間帯等に配慮して、日常及び災害時の安全な施設環境の確保を検討します。

耐震化の取組方針

- > 避難所として施設に必要な諸機能の確保
 - ・コミュニティセンターについては、新耐震基準に適応しています。また、共同利用施設については、新耐震基準以前に整備された施設について、耐震診断及び耐震補強等の対策を進めます。
 - 危機管理課との連携を図りながら、支援物資等を配備し、災害時には避難施設の機能を確保できるよう努めます。

長寿命化の取組方針

- ▶ 維持保全計画
 - ・定期点検で指摘された箇所は、適切な修繕・メンテナンス等を行い、耐久性の向上に努めます。
 - ・予防保全を含め、計画的な修繕を行い、長寿命化を図ります。
 - ・解体撤去を予定している施設は、予防的修繕をせずに、最低限の機能を維持します。

統合や廃止の取組方針

- > 各施設の再編統合
 - ・コミュニティセンターは、利用状況等を把握した上で、関係機関と協議を行い、今後の利活用を検討していきます。
 - ・共同利用施設は、長期的な視点で、各地区代表者と協議を図りながら、施設の統廃合の可能性について検討します。

④ 公営住宅

点検・診断等の取組方針

- ▶ 定期的な保守点検
 - (市営結佐住宅, 消防設備保守点検)
 - ・委託業者と充分な打ち合わせを行い、実施日を決定し消防用設備(消火器・非常用警報器)の保守点検を実施します。 (市営結佐住宅、エレベーター保守点検)
 - 対象設備の方に定める検査以外に、遠隔操作による点検及び診断を実施します。(閉じ込め救出等も含む)

維持管理・修繕・更新等の取組方針

- ▶ 修繕履歴の整理
 - 公営住宅の修繕履歴を確認するための仕組みを構築します。
- ➢ 予防的な維持管理
 - ・市営阿波・結佐・下馬渡住宅以外の市営住宅の屋根修繕は平成27年度で終了予定です。
 - 市営結佐・下馬渡住宅以外の市営住宅に関して、定期的にシロアリ防除工事を実施します。

安全確保の取組方針

- ▶ 安全な施設環境の確保
 - 市営結佐住宅に関しては、両端2方向の避難経路を確保します。
- ▶ 避難訓練の実施
 - ・大規模な地震等が発生した時に備え、市民・行政・各防災関係等の役割・連携方法の確認を行い、災害時の迅速かつ的 確な防災行動力の向上を図ります。
 - ・下馬渡住宅(2階建て)に関しては、避難の確保がされていないため、改善により両端2方向の避難経路を確保します。

耐震化の取組方針

- ▶ 施設の耐震性など安全の確保
 - ・市営結佐・阿波・下馬渡・橋向(一部)住宅は、昭和56年の新耐震基準に基づき建築されています。

上記以外の市営住宅は、耐震基準が下回っているが、耐用年数に達していないため、その到達時に耐震化を判断します。

長寿命化の取組方針

- > 維持保全計画
 - 各住宅とも偶数月には、定期巡回点検を実施し予防保全に努め、住宅毎・部屋毎に随時履歴を確認します。
 - ・対症療法型の維持管理から、予防保全的な維持管理及び耐久性の向上等を図る改善を実施します。
 - ・公営住宅の長寿命化を図り、経年劣化の激しい外部等について、塗装の仕様グレードアップ等による耐久性の向上、予防保全的な維持管理の実践による修繕周期の延長などによるライフサイクルコストの縮減を図ります。

統合や廃止の取組方針

- 市営門前・沼田・柏木・石納住宅の再編統合
 - ・耐震基準及び耐用年数が超えているため、入居者が退去次第解体します。
- それ以外の市営住宅の再編統合や民間活用
 - ・耐用年数が超え次第、耐震補強をして再利用をしていくのか、又は、入居者が退去次第、解体していくのか検討します。
 - これまで同様にすべての市営住宅を行政で整備するだけでなく、民間住宅の活用(家賃補助等)も視野に検討します。

⑤ 子育て支援施設

点検・診断等の取組方針

- ▶ 日常的な点検・清掃・修繕
 - ・教員及び保育教諭による破損・老朽化の点検活動を実施します。
- 定期的な保守点検
 - ・施設、設備に対しては、専門業者に委託しての定期的な保守点検を実施します。
- ▶ 点検結果の蓄積
 - ・点検経緯、点検個所、修繕の必要性、コスト等の情報を経年的に管理します。

維持管理・修繕・更新等の取組方針

- 適切な補修工事
 - 鉄筋コンクリートの老朽化に伴う劣化が認められた場合には、劣化の進行を抑制するため適切な補修を図ります。
- > 設備の更新
 - ・施設等の適切な補修工事にあわせ、必要に応じた設備の更新を図ります。
- ▶ 外壁の老朽化対策
 - ・外壁については、安全性、景観的にも、劣化はできる限り軽度に抑え、重度の劣化発生の未然防止を図ります。
- > 設備機器等の維持管理
 - 施設本体よりも、耐用年数が短い設備機器に注意を払い、維持保全を図ります。

安全確保の取組方針

- ▶ 安全な施設環境の確保
 - ・経年劣化による部材の落下防止対策、事故防止対策、ガス・水道・電気の施設配管等の安全対策などにより、防災性や安全性の確保を図ります。

耐震化の取組方針

- > 非構造部等の耐震化
 - ・非構造部は、落下、転倒、移動により園児等の子供に多大な障害を与える可能性があり、それらの耐震化を図ります。
- ▶ 施設の耐震性など安全の確保
 - ・施設の耐震性を維持するとともに、地震等の災害時に備えた点検を実施し、必要な安全対策を講じます。
- > 避難所として施設に必要な諸機能の確保
 - 震災時に地域住民の避難生活や避難所運営のスペースを確保し、ライフライン被災に備えた対策を検討します。

長寿命化の取組方針

- ▶ 維持保全計画
 - 子育て支援施設の継続的な維持保全を行い、効率的な維持保全を図ります。
- ▶ 老朽化改善計画(修繕・改築・新設)
 - ・機能向上を含めた老朽化の改善を検討します。
- > 教育環境向上計画
 - 多様化する学習環境への対応をはじめ、快適な室内環境の確保など教育環境の向上を検討します。
- > 環境配慮計画
 - 子育て支援施設のエコ化や再生エネルギーの活用など、環境への配慮を検討します。

- ▶ 地域拠点•交流促進化計画
 - ・子育て支援施設の果たすべき役割を踏まえ、地域拠点・地域交流の促進を検討します。

統合や廃止の取組方針

- ▶ 江戸崎第二保育所の撤去、利活用
 - ・行政利用の需要がないこと、市街化調整区域に立地していること、必要な耐震性能を有していないことから、施設を解体 し更地にします。但し、施設を民間事業者が必要な工事等を実施して利活用する場合は、施設の利活用を図ります。
- ▶ 認定こども園えどさき、桜川こども園、各幼稚園の再編統合
 - ・未就学人口の減少への対応及び幼児施設に求められるニーズの変化への対応について、地区における幼児教育施設の在り方を検討委員会等で協議していきます。

⑥ 保健・福祉施設

点検・診断等の取組方針

- ▶ 日常的な点検・清掃・修繕
 - ・施設の経過年数や修繕・改修の履歴、日常の施設管理における問題点を整理し、建物性能の劣化を把握して対処します。
- ▶ 定期的な保守点検
 - ・専門業者へ委託し、引き続き保守点検します。経年劣化の状況を把握し、予防保全の計画的な観点から検討します。
- ▶ 占検結果の蓄積
 - ・日常の保守・点検及び現在保守点検等を委託している専門業者より、施設の劣化状況、危険個所の指摘事項や法定点検等の情報を管理・蓄積します。

維持管理・修繕・更新等の取組方針

- ▶ 適切な補修工事
 - ・継続利用する施設であるため、耐久性を高める長寿命化により、壊れてから直す「事後保全型」の考えから、計画的に直す「予防保全型」とし、計画的に修繕・大規模改修を行います。
- 設備機器等の維持管理
 - ・不具合が発生した都度に対応する事後保全でなく、時間計画型の保全計画を策定し、予防保全対策を実施します。

安全確保の取組方針

- ▶ 安全な施設環境の確保
 - ・利用者の安全を担保し、万一の事故・災害等に遭遇したとき被害を最小限にとどめ、俊敏に復旧する体制を整えます。
 - ・高齢者が利用する施設であるため、安全を十分に考慮して、事故・災害等に備えた、早急な復旧体制を整備します。
 - ・点検・診断等により安全を確保し、維持することが難しい施設は、供用廃止等の措置を適切にとります。

耐震化の取組方針

- > 非構造部等の耐震化
 - ・非構造部は、落下、転倒、移動により利用者に多大な障害を与える可能性があるため耐震化を図ります。
- ▶ 施設の耐震性など安全の確保
 - ・施設の耐震性を維持するとともに、地震等の災害時に備えた点検を実施し、必要な安全対策を講じます。

長寿命化の取組方針

- ▶ 維持保全計画
 - ・定期的な点検・診断に基づく総合的かつ計画的な予防保全型の管理によって、公共施設等の長寿命化を図っていきます。
 - ・総合的かつ計画的な管理により、点検・保守・修繕を計画的に行い、公共施設等を健全な状態に保ち、市全体で一定水準 以上の良好な状態を保つことを目指します。
- ▶ 老朽化改善計画(修繕・改築・新設)
 - ・福祉センターにおける雨漏り問題については、多額な工事費が見込まれるので計画的な対応が必要です。
- ▶ 地域拠点·交流促進化計画
 - ・震災時の避難所として位置づけられている施設において、避難所としての機能確保に努めます。
 - 現状は異常が見られなくても、経年劣化を予測したうえで、計画的 優先的な予防保全の実施、あるいは事後保全でも支 障が無い箇所等を把握します。

- ➢ 福祉センターの再編統合
 - 今後の高齢化の動向に注視し、老朽化や施設不足が生じた場合は検討します。
- 江戸崎保健センターの再編統合
 - ・江戸崎保健センターは、既存の施設を改修し、平成 28 年度より稲敷市保健センターとして供用開始しま

す。

- ▶ 桜川保健センターの再編統合
 - ・桜川保健センターは、桜川地区センター内にその機能を設け、平成29年度より供用開始します。
- ♪ 介護保険補助事業により整備した建築物の再編統合
 - ・介護予防施設として、存続の方向で考えています。但し将来的に、施設管理等について、外部委託方式または賃貸等により、介護予防教室等などを運営可能な事業所への利用も視野に入れた検討が必要です。
 - ・現在は供用廃止及び他用途の利用は考えていませんが、将来老朽化等により、問題が生じた場合は廃止も含め検討します。

⑦ 社会教育施設

点検・診断等の取組方針

- ▶ 日常的な点検・清掃・修繕
 - 日常の巡視を実施します。
 - ・図書館・歴史民俗資料館においては、施設の経過年数や修繕・改修の履歴、日常の施設管理における問題点を整理し、 建物性能の劣化状況の具体的な把握が優先的に求められる箇所について、劣化度調査を実施します
- ▶ 定期的な保守点検
 - ・施設、設備に対しては、専門業者に委託しての定期的な保守点検を実施します。
- ▶ 点検結果の蓄積
 - ・点検経緯、点検個所、修繕の必要性、コスト等の情報を経年的に管理します。

維持管理・修繕・更新等の取組方針

- ▶ 適切な補修工事
 - ・江戸崎公民館は、建築後28年が経過しているため、大規模改修を検討し、トータルコストの縮減を図ります。
 - ・桜川公民館は、施設廃止が決定しているので大規模な改修、更新は行なわずに、施設機能及び安全に関する管理・修繕を 図ります。
 - ・あずま生涯学習センターは、建築後10年を経過し、空調設備の不具合等を解消するため、時間計画型の予防保全により 長期的な視点で計画的にコストの縮減・平準化を目指します。
 - 図書館においては、学校支援対象校が増加した為、書庫の増築を検討しています。
 - ・歴史民俗資料館において、資料館展示室の資料は、多くの市民が「ふるさと」の歴史や文化を学び、親しむことにより、 稲敷文化への誇りを醸成できるよう、歴史民俗資料館において、本市の歴史と文化の全体像が分かる、地域性豊かな展示 ができるよう工夫を図ります。

安全確保の取組方針

- ▶ 安全な施設環境の確保
 - ・施設の目的、主な利用者、利用の時間帯等に配慮して、日常及び災害時の安全な施設環境の確保を検討します。

耐震化の取組方針

- > 避難所として施設に必要な諸機能の確保
 - ・江戸崎公民館については、新耐震基準に適応しています。
 - ・あずま生涯学習センターは、耐震基準の施設です。
 - ・図書館・歴史民俗資料館は、平成4年に竣工しているので、耐震基準を満たしています。
 - 危機管理課との連携を図りながら、支援物資等を配備し、災害時には避難施設の機能を確保できるよう努めます。

長寿命化の取組方針

- 維持保全計画
 - ・定期点検で指摘された箇所は、適切な修繕・メンテナンス等を行い、耐久性の向上に努めます。
 - 予防保全を含め、計画的な修繕を行い、長寿命化を図ります。
 - ・図書館・歴史民俗資料館は、本館がRC造・新収蔵庫や保管庫は鉄骨造であり、日常点検に基づく、劣化状況や状態を把握し、長期的な施設の機能維持・発揮等を図ります

- > 公民館の再編統合
 - ・江戸崎公民館は、市のメイン公民館として位置づけ、生涯学習活動を展開します
 - ・桜川公民館は、平成28年度末で供用が廃止され、旧耐震基準の施設であるため解体撤去予定です。公民館機能を有する 桜川地区センターとして新設予定です。
 - •新利根公民館(新利根農村環境改善センター)は、平成28年度末で供用が廃止され、旧耐震基準の施設であるため解体 撤去予定です。ふれあいセンターを活用し、新利根地区センターとして改修予定です。

- ▶ あずま生涯学習センターの再編統合
 - 稲敷市東部の生涯学習活動の拠点として位置づけ、生涯学習活動を展開していきます。
- > 図書館・歴史民俗資料館の再編統合
 - ・今後も市の図書館・歴史民俗資料館としてこれまで同様に、当施設でのサービスを継続していきます。

8 産業系施設

点検・診断等の取組方針

- > 日常的な点検・清掃・修繕
 - 日常の巡視・点検・清掃を実施します。
 - えどさき笑遊館は、現在、指定管理者制度による協定書を結び管理運営を商工会が行っています。
- ▶ 点検結果の蓄積
 - ・えどさき笑遊館は、施設の劣化状況、危険個所の情報や法定点検等の情報を一元的かつ経年的に管理・蓄積します。
 - ・えどさき笑遊館は、指定管理者と協力し、施設の経過年数や修繕・改修の履歴、日常の施設管理における問題点を整理し、 劣化度調査を3年毎に実施するなど、その点検結果を管理・活用します。

維持管理・修繕・更新等の取組方針

- > 適切な補修工事
 - ・点検により劣化等が確認された場合、適切な劣化防止を図ります。
- > 設備機器等の維持管理
 - ・直売所の維持管理は、借主が実施します。

安全確保の取組方針

- > 安全な施設環境の確保
 - ・老朽化が著しい直売所においては供用廃止を検討します。
 - ・えどさき笑遊館は、平成24年3月竣工され倒壊等の恐れはないものの、今後、老朽化対策、防災機能の対策を講じて市民の安全・安心を確保していきます。

耐震化の取組方針

- ▶ 施設の耐震性など安全の確保
 - ・直売所は、新耐震基準に適合しています。
- > 避難所として施設に必要な諸機能の確保
 - ・えどさき笑遊館は、火災時の防災対策、地震発生時の市民の安全確保、避難所・復旧活動拠点の機能発揮等を目指します。

長寿命化の取組方針

- > 維持保全計画
 - ・えどさき笑遊館は、木造の修繕・改修の周期を60年と設定して計画保全を行うことにより、長寿命化を図ります。
- ▶ 老朽化改善計画(修繕・改築・新設)
 - 直売所は、塗装や部品の取り替えにより耐久性を向上させます。

統合や廃止の取組方針

- ▶ 直売所の再編統合
 - ・市の特産品のPR等とともに、施設利用者数及び経営状況も加味して、施設の統廃合を検討します。

⑨ 防災施設

点検・診断等の取組方針

- 日常的な点検・清掃・修繕及び定期的な保守点検
 - ・マニュアルに基づき、施設の劣化状況、危険個所の情報や法定点検等の情報を一元的かつ経年的に管理・蓄積するため、 毎年度実施する施設実態調査によりデータベース化し、システム管理します。
- ▶ 点検結果の蓄積
 - ・点検経緯、点検固所、修繕の必要性、コスト等の情報を経年的に管理します。

維持管理・修繕・更新等の取組方針

- > 設備機器等の維持管理
 - 施設等の適切な補修工事にあわせ、必要に応じた設備の更新を図ります。

安全確保の取組方針

> 安全な施設環境の確保

・施設の耐震対策、防災機能の確保を通じて、災害時に備えて市民の安全・安心を確保します。

耐震化の取組方針

- ▶ 施設の耐震性など安全の確保
 - ・耐震性能が劣る施設の耐震対策を行い、地震発生時の市民の安全確保、避難所・復旧活動拠点の機能発揮を目指します。

長寿命化の取組方針

- ▶ 維持保全計画
 - ・修繕・改修の周期を非木造は60年から80年に,木造の分団機庫は非木造に随時改修し,長寿命化を図ります。

統合や廃止の取組方針

- 防災センター・分団機庫の再編統合
 - ・コミュニティの状況と防災上の重要性に配慮し、統合・廃止を検討します。

(2) インフラ施設の維持管理の取組方針

① 道路

点検・診断等の取組方針

- > 定期的な保守点検
 - ・定期的に路面性状調査(MCI調査)を実施します。

※舗装の維持管理指数 (MCI): ひび割れ率、わだち掘れ量、平坦性の3つの値から舗装の損傷度を10段階で評価します。

維持管理・修繕・更新等の取組方針

- > 適切な補修工事
 - ・パッチング、シール材注入、薄層舗装等の予防保全を積極的に実施することで、長寿命化を図ります。
- ▶ 設備の更新
 - ・大型車の交通量をもとに、適切な管理水準(修繕の目安)を設定します。なお、実施に当っては、沿道環境・地域特性・路線の重要度等も考慮し対応します。

安全確保の取組方針

- ▶ 安全な施設環境の確保
 - ・主要幹線道路は「災害等緊急時に移動可能な道路(緊急輸送路ネットワーク)」及び「被災後の生活復旧における主要な路線(生活・産業道路ネットワーク)」と位置づけ、国庫補助金を積極的に活用し、重点的に修繕する。

耐震化の取組方針

- ▶ 施設の耐震性など安全の確保
 - 大規模地震発生直後、特に人命救助や消火活動などの急務な初動に対応するために、少なくとも緊急輸送路線やライフラインに関わる道路において、最低限の車両走行機能の確保を行います。

長寿命化の取組方針

- 維持保全計画
 - ・定期的な路面性状調査により舗装の状態を把握し、長寿命化修繕計画の検証を行い、実態に即した計画に随時見直すことで、より効率的・効果的な管理を行います。

統合や廃止の取組方針

- ▶ インフラ施設の再編統合
 - ・インフラ施設のため、都市計画道路の見直しを除いて、原則的には既存の道路を維持保全していきます。

② 橋梁

点検・診断等の取組方針

- ▶ 日常的な点検・清掃・修繕
 - ・橋梁の状態を確実に把握するための点検体系、ならびに橋梁点検を継続的に実施するための体制を明確化します。
- ▶ 定期的な保守点検
 - ・5年に1度の定期点検を実施します。
- ▶ 点検結果の蓄積
 - ・点検、修繕データ等の維持管理に係るデータの継続的な蓄積・活用方法を明確化します。

維持管理・修繕・更新等の取組方針

> 適切な補修工事

- 従来の損傷に対する補修に加えて、予防保全を効果的に実施するための補修方法を明確化します。
- > 設備の更新
 - ・ 重要度の高い橋梁、第三者影響度の高い橋梁、補修に高額な費用が必要となる橋梁に対しては、予防保全型の維持管理へ の転換を着実に推進します。
- > 設備機器等の維持管理
 - 各橋梁の重要度、特性等に応じてグループ分けし、適切な維持管理方法を割り当てます。
 - ・膨大な橋梁を効率的・効果的に管理するための維持管理水準を明確化します。
 - ・橋梁ごとに適切な管理方法を使い分けることで予算の平準化を実現します。

安全確保の取組方針

- ▶ 安全な施設環境の確保
 - ・橋梁は、路線の一部であり、路線の機能の確保(被災時)の観点より、橋梁が架かる路線の道路ネットワークとしての重要性が支配的となります。このような機能確保すべき道路ネットワークは、「災害に強く、緊急時に移動可能な道路(緊急輸送路ネットワーク)」、「被災後の生活復旧における主要な路線(生活・産業道路ネットワーク)」とします。

耐震化の取組方針

- ▶ 施設の耐震性など安全の確保
 - 大規模地震への対策として災害時の救助活動、物資輸送を伴う緊急輸送道路から順欠、耐震補強工事を実施します。
 - ・耐震補強工事と長寿命化修繕計画に基づく修繕工事を併せて実施し、架設足場を併用することで工事時期の短縮、コスト 削減を図ります。

長寿命化の取組方針

- 維持保全計画
 - ・橋梁長寿命化に向けた PDCA サイクルの確立を目指して実施していきます。

統合や廃止の取組方針

- ▶ インフラ施設の再編統合
 - ・インフラ施設のため、利用が著しく低い路線や道路の廃止を除いて、原則的には橋梁を維持保全していきます。

③ 水道施設

点検・診断等の取組方針

- ▶ 点検結果の蓄積
 - ・施設に関する損傷・劣化度の評価、設備に関する故障・修理の履歴データは、予防保全や更新計画の判断指標として不可欠です。機能評価の記録を蓄積し、保全管理記録のデータベースを構築するための計画を推進します。

維持管理・修繕・更新等の取組方針

- ▶ 設備の維持管理・更新
 - 経年施設の機能診断、耐震診断を実施し、老朽度、重要度に応じた更新の優先順位検討し、健全経営を維持できる更新計画を推進します。
- 設備機器等の維持管理
 - ・老朽施設の更新、施設の耐震化、機能向上のための改良など、様々な目的を総合的に判断し、重複のない経済的な維持管理等を図ります。また、道路整備、下水道整備等と協調し、同時施工による効率的な維持管理を推進します。

安全確保の取組方針

- ▶ 安全な施設環境の確保
 - ・4 地区 5 系統の水道施設の管路を連絡することにより、水源の融通、送水量の調整が可能となり、災害や管路破損事故による断水の回避が可能になります。基幹管路や西水池の連絡には多額の費用がかかるため、費用対効果を慎重に見極めながら管網整備計画の策定を進めます。
 - 4 地区を統合管理できる水安全計画を策定し、集中監視システムの統合とともに水質事故等の危機管理を一元化し、水質管理の強化を図ります。
 - 厚生労働省の「水道の危機管理マニュアル策定指針」を活用し、危機管理マニュアルの整備を進めます。また、常に最新の情報、知見を取り入れて新しいものに継続的な見直しを実施していきます。

耐震化の取組方針

- ▶ 施設の耐震性など安全の確保
 - ・取水場基幹施設の耐震化を図るとともに、災害や渇水時にも被災影響を受けにくい深井戸水源の確保に努めます。
 - ・基幹施設である浄水場、主な配水池は、耐震診断により経年施設の更新時期を勘案し、効率良く耐震化事業を推進します。
 - ・大地震発生時でも破損してはならない、重要な基幹管路から優先的に耐震化を進め、被災時でも緊急給水が可能となるよ

う整備を推進します。

・給水拠点となる配水池容量に、応急給水量を確保します。また、地震発生後、迅速な応急給水、応急復旧に対応できる体制づくりを行います。応急給水を行うための施設整備ならびに給水栓等の備蓄計画を推進します。

長寿命化の取組方針

▶ 維持保全計画

- ・水道施設や設備の機能評価データを蓄積し、適切な時期に適切な工法で補修できるようシステム化を図り、壊れてから直す事後的な保守から経済的な事前の予防的な補修を目指します。
- ・健全経営を維持し大量更新時代を乗り切れるよう、更新量の平準化、施設延命化等、実現可能な更新計画を推進します。

統合や廃止の取組方針

- ▶ インフラ施設の再編統合
 - ・県次期事業の進展に合わせて、受水地点の適正配置計画を作成し、実現に向けて努力します。
 - ・水需要のすう勢と施設の老朽化の度合いを考慮し、統廃合が可能な施設を選定し、効率の良い配置計画を推進します。

4) 下水道施設・農業集落排水

点検・診断等の取組方針

- 日常的な点検・清掃・修繕
 - 通常点検:日常点検,月例点検等の比較的短い周期で行うような簡易点検,主に施設単位で確認を行う点検を行います。
 - ・詳細点検:通常点検よりも、より詳細に劣化状況を把握するために詳細点検を実施します。主に設備単位未満の主要部品単位での確認を行う詳細点検も行います。

▶ 定期的な保守点検

- ・ 状態監視保全及び時間計画保全の資産については、定期的な温度や電流値確認などの日常点検及び月例、半年、1年など の定期の分解修理や法定点検等を実施します。
- 消耗品や不良品の取替を行い、その結果を蓄積し、今後効率的に本施設の機能維持が図れるよう断続実施していきます。
- 点検結果の蓄積
 - ・故障・異常時の点検結果を蓄積し管理していきます。

維持管理・修繕・更新等の取組方針

- ▶ 設備の維持管理・更新
 - ・施設の維持管理にあたっては、年々増え続ける修繕費のコストダウンに努めるため、各施設の不具合箇所の点検確認及 び委託業者と連携を密にし、老朽化や劣化の修繕等を実施しコストダウンに努めます。
- 設備機器等の維持管理
 - 予防保全的な維持管理: 各設備の特性を考慮して設定された点検項目について、同じ視点で継続的に点検を行い、予防保 全的な維持管理を行っていく必要があります。
 - 「下水道長寿命化支援制度に関する手続き」(国道交通省)に基づく点検調査結果(健全度判定結果)により、点検調査 年から7年内に健全度が2.0以下となる場合、また健全度が2.1以上でも主要機器と同時更新した方が効率的な場合 は改築(全部)を行う方針で計画的な改築を検討します。

安全確保の取組方針

- > 安全な施設環境の確保
 - ・建築電気の消化災害防止設備については、維持管理者の安全に係る重要な施設であるため、作業環境の確保の観点から、標準的耐用年数を超過した設備について更新対象とします。

耐震化の取組方針

- 施設の耐震性など安全の確保
 - ・処理機能に影響しない建築施設の仕上げや金属物、建築機械及び建築電気の各設備については、健全度評価は実施しない ものの、耐震補強工事と一体的に更新することが効率的・効果的な資産については、更新対象とします。
 - ・処理場機能に直接影響を及ぼさない土木・建築の資産の更新及び耐震化対策は、同時施工により効率的な事業の実施、並びに、事業費の抑制が期待できることを考慮し、各施設における機械・電気設備の更新時期にあわせ工事を行います。

長寿命化の取組方針

- ▶ 下水道施設の維持保全計画
 - ・「下水道長寿命化支援制度に関する手引き(案)」(国土交通省都市・地域整備局下水道部)を参考に計画策定に必要な情報を収集・整理し、設備毎に管理方法等から長寿命化対象の選定、調査項目を整理して現地調査を行い、健全度を評価します。
- 農業集落排水の維持保全計画
- ・農業集落排水施設を戦略的に保全管理するためには、以下のストックマネジメントサイクルを確立します。

1)日常管理による点検、2)定期的な機能診断、3)診断結果に基づく劣化予測、効率的な対策工法の検討及び機能保全計画作成、4)関係機関等との情報共有と適切な役割分担に基づく対策工事の実施、5)調査・検討の結果、対策工事に係る情報の段階的・継続的な蓄積等に基づく対策手法の改善。(平成26年8月農林水産省インフラ長寿命化計画(行動計画))

統合や廃止の取組方針

- ▶ インフラ施設の再編統合
 - ・下水道の汚水処理施設は、合併前各町村で個別に汚水処理を行ってきた経緯があり、現在、公共下水道事業で4箇所(内 1箇所は流域関連公共下水道)処理区域となっております。
 - ・農業集落排水の汚水処理施設についても、合併前各町村で個別に汚水処理を行ってきた経緯があり、現在、農業集落排水 事業で8 施設あり、各施設の位置を市内全体で見渡すと、地理的に接近している処理施設がみられ市域全体でみた場合 バランスの悪い配置となっています。
 - ・今後、人口減少に伴い処理施設の能力に余裕が生じる事から、処理施設の統合・廃止を検討して行きます。

⑤ 公園施設

点検・診断等の取組方針

- 日常的な点検・清掃・修繕
 - ・総合運動公園は、日常の巡視・点検を実施します。
 - 水辺公園、自然公園、工業団地公園は、年に一度、遊具点検を専門業者に委託し、点検結果により随時補修、撤去、更新を行い、事故防止に努めます。また、トイレ清掃等の日常の維持管理は、公益社団法人稲敷市シルバー人材センターに委託し、異常等が発生した場合には、必要に応じて専門業者に委託し、公園施設の補修もしくは更新を判定するとともに、職員の巡回により適時維持管理を実施します。
- 定期的な保守点検
 - ・法令で定められた点検は、業者に委託し点検を実施します。改修点の報告があった際には、早急に修繕します。
- ▶ 点検結果の蓄積
 - ・点検記録をデータ登録し、一元的に情報管理します。また、必要となる対応策を検討します。

維持管理・修繕・更新等の取組方針

- ▶ 適切な補修工事
 - ・総合運動公園は、老朽化等による破損箇所が顕著な為、点検により破損が確認された場合は、速やかに修繕等を実施します。
 - ・点検により修繕箇所が確認された屋外設備は、軽微のうちに修繕を行い、コスト縮減化を図ります。
 - ・水辺公園、自然公園、工業団地公園等の公園施設の損傷が発見された場合は、速やかに修繕または更新(撤去)を専門業者に委託し、実施します。
- > 設備の更新
 - ・桜川総合運動公園野球場のスコアボードは築20年になり、経年劣化により不具合が生じています。設備の計画的な更新を検討します。
- ▶ 設備機器等の維持管理
 - ・ 躯体本体よりも耐用年数が短い設備機器に注意を払い、維持管理を実施します。
 - 水辺公園、自然公園、工業団地公園等の地域に身近な公園については、現在実施している地域住民の主体的な公園づくり活動を発展させ、公園管理の里親制度や地域委託など、市民、NPO 団体等の協力のもと、利用実態に合わせた適正な維持管理の仕組みを検討します。

安全確保の取組方針

- ➤ 安全な施設環境の確保
 - 総合運動公園の運動器具に於いて定期点検により状況を把握します。危険個所が発見され次第、修繕を行います。
 - 水辺公園、自然公園、工業団地公園等では、現段階で事故、倒壊等の高度な危険性が認められた公園施設は存在しないため、今後も継続して適正な維持管理を進めます。

耐震化の取組方針

- ▶ 施設の耐震性など安全の確保
 - 江戸崎体育館は指定避難所であり、危機管理課と連携し支援物資等を配備し、災害時に備えた体制整備に努めます。
 - ・農業者トレーニングセンターは旧耐震基準の施設のため、利用状況を確認し必要な安全対策を講じます。
- ▶ 避難所として施設に必要な諸機能の確保
 - 水辺公園、自然公園、工業団地公園等は、避難所として指定はされていないが、災害時、避難場所としての機能を有する空間であるため、防災機能の付加等の再整備を図ります。

長寿命化の取組方針

▶ 維持保全計画

- ・江戸崎体育館屋根について、軽量鋼板により屋根全面を覆う工事を予定です。今後も施設の長寿命化を図るため、予防的 修繕等を行っていきます。
- ・桜川総合運動公園は、社会体育(フィールド施設)の活動拠点とするため、予防的修繕を行い長寿命化し、トータルコストの縮減・平準化を目指します。
- •新利根総合運動公園は、施設の長寿命化を図るため、予防的修繕等を行っていきます。
- ・水辺公園,自然公園,工業団地公園等は,維持保全(清掃・保守・修繕)と日常点検で施設の機能と安全性を保持します。

統合や廃止の取組方針

> 総合運動公園の再編統合

- ・沼田運動公園については数年後に廃止し、全エリア借地の為土地所有者へ返還します。
- ・桜川運動公園は市内外の競技会等に対応できる社会体育(フィールド施設)の活動拠点として施設のグレードアップ等を 推進します。
- ・江戸崎、新利根総合運動公園等は今後、人口一人当たりの適正規模や利用状況をふまえ、機能の集約化を促進します。
- ▶ 水辺公園, 自然公園, 工業団地公園等の再編統合
 - 市の公園管理に至った経緯、権利関係等を調査し、利用状況やニーズに応じて、統合・廃止や管理外方針も視野に検討します。

第4章 計画の実践に向けて

1 庁内横断的に連携した再編の取組実践

本市が、これからの30年先を見据えた公共施設等の適切な管理を進め、安全・安心で持続的な施設サービスの提供を目指すには、各所管課が連携し、全庁的に総合的かつ計画的な管理に取り組む仕組みが必要です。そこで、平成28年度より庁内において、各所管課と連携を図り、計画を確実に推進するための主管部署を設置します。また、当該部署が事務局となり、副市長を本部長とした(仮)稲敷市公共施設マネジメント推進会議を軸に総合的かつ、戦略的な取組を実践していきます。

2 公共施設等の情報一元管理と管理への活用

公共施設等の情報を的確に把握し、改修・更新コストの大幅な増加を抑制するためには、全庁的に情報を一元管理する必要があります。上記の主管部署を中心に、公共施設等のデータベースを登録・更新し、総合的な管理を可能とする3つの視点から、品質、供給、財務の情報を登録します。毎年、各施設における増築や除却等に伴う増減変更、補修や大規模改修等に伴う工事履歴について最新情報に更新することで、地区や経過年数等の絞り込み検索や補修・更新等の優先順位の見直しに活用していきます。

3 個別施設計画の実践と類型別の取組充実

本計画では、総務省の指針に準拠して公共施設等の総量把握と、その管理に対する現状の課題認識を整理し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針と類型別の取組方針を策定しました。今後、各所管課による個別施設計画として、継続利用する施設を保全するための長寿命化計画、人口や利用状況に即して施設の再配置や集約・複合化を行うための再編実施計画、未利用の公有地や民間活力を有効に用いた利活用方策、広域連携による施設の共同利用方策を実践していきます。そして、類型別の取組を進捗管理し、計画期間のローリングにおいて見直し、各所管課の取組の充実を図ります。

稲敷市公共施設等総合管理計画

稲敷市行政経営部管財課 〒300-0595 茨城県稲敷市犬塚 1570 番地 1 TEL:029-892-2000 (代表) http://www.city.inashiki.lg.jp/index.html